

7. 建築専門職令 B. E. 2508

Bhumibol Adulyadej P. R.

在位 20年 B. E. 2508 12月14日に発布

国王 Bhumibol Adulyadej の名において、ここに宣言される。

建築専門職として適当であると認める。

主権者国王は、国会として定めた議会の承認と助言により次の法令の施行を宣言する。

第1項 この法令は B. E. 2508 建築専門職令と呼ばれる。

第2項 この法令は政府官報に発表された日の翌日から効力を発生する。

第3項 この法令は、

“建築専門職とは政令で定めた基礎的建築学、都市計画建築学、庭園建築学、工業建築学、装飾建築学その他の分野での専門的職業を意味する。

“管理建築専門職とは、管理される省令によって発表された建築専門職を意味する。

“管理建築専門職従事者”とは管理建築専門職従事に責任を負う者を意味する。

“大臣”とはこの法令の施行を担当する大臣を意味する。

第4項 この法令は政府が国連または外国政府の特別機関と合意した仕事の管理建築専門職にたずさわる外国人または政令によって定められたその他の仕事にたずさわる外国人には適用されない。

第5項 国務大臣はこの法令の施行を担当しそして事務官の任命、付属表の料金を越さない料金、加えてこの法令にもとづくその他事項を定める省令を発行する権限をもつ。

その省令は政府官報の発行において発効する。

第1章 建築従事の管理

第6項 大臣は管理建築専門職に建築従事範囲、部分、または限度を発表する権限をもつ。以上の声明文は省令に作表としなければならない。

第7項 A. Cと略される建築専門職管理委員会が設置されなければならない、A. D. は国務省次官を議長として、次から大臣の任命によって委員が選任される。

(1) 各省、公共組織、各局で建築に従事する上級建築士、5名

(2) degree 程度の建築を教える学校の上級建築士、4名

(3) (1)と(2)に述べられたような政府機関や学校以外の上級建築士、6名

A. C. は議長より当てがわれた事項について議長を補佐する任務と議長が欠席または業務遂行不能の間、代行する任務をもつ副議長である委員の1人を選出できる。

大臣によって任命された委員は、2年の間任務を負わなければならない。そして連続2期以内再任されることができる。

第8項 大臣により任命された委員は次の時退任しなければならない。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 第7項の下の任命のための資格喪失または免許の停止、取り消しあるいは管理建築専門職従事免許証の更新の失敗。

大臣により任命された委員が任期満了の前に退任する場合、大臣は同様の分野から1人を任命しなければならない。

前段落の下に任命された委員は未終了の任期、任務を代行しなければならない。

第9項 任期の満了時、大臣により任命された委員は、後任者が任務を引き継ぐまで任務を続けなければならない。

第10項 A. C. の事務局は管理建築専門職に従事する者与其他一般事項の登録簿を保管する責任をもつ事務官と適当な数の管轄官をもつ国務省次官の事務所の中に設置されなければならない。事務官はまたA. C. の書記として行動しなければならない。

第11項 A. C. のすべての会議のための定員数は少なくとも総委員数の1/2でなければならない。もし議長と副議長が議会に欠席したり、または彼らの任務を遂行できない時は、その場の委員は会議のための議長として委員の1人を選出しなければならない。

第12項にもとずいてA. C. の会議の決議は多数決によらなければならない。回票数の場合には議長は1票の決定投票権をもつ。

第12項 A. C. の次の決議は、少なくとも委員総数の2/3で通過される。

- (1) 管理建築専門職従事免許証の停止または取り消しの決議
- (2) 免許書が取り消された者に、管理建築専門職に従事する免許書を与える決議
- (3) 第18項(3)の下の資格を否定する決議

第13項 A. C. は次の権限と任務をもつものでなければならない。

- (1) 管理建築専門職に従事する権利と、それに適する者に免許書を発行すること。
- (2) 管理建築専門職従事免許証の停止または取り消し。
- (3) 試験、申請書、免許証発行、更新、停止、取り消し、免許証に関するその他事項、管理建築専門職従事の特別免許証と再交付免許証に関する規則、規定の発行。
- (4) 建築の異なった分野の知識に関して、大学やその他の学校に相談したり、助言を求める。

第14項 A. C. はA. C. の職務の中でその他の業務を行なうため、あるいはある事項を調査するための副委員会を任命する権限をもつ。

第11項の規定は、副委員会にも必要な変更を加えて適用される。

第2章 免許証の発行

第15項 なん人も、A. C. からこの従事免許証を取得しない限り、利益・給料または報酬のため、管理建築専門職に従事することはできない。

第16項 管理建築専門職従事者は、次の3つに分類される。

- (1) 準建築士
- (2) 普通建築士
- (3) 上級建築士

第17項 管理建築専門職従事免許を申請できる者は第18項の必要事項を満たさなければならない。そして第19項に定められる建築資格を有さなければならない。

第18項 管理建築専門職従事免許を申請できる者は、次を必要とされる。

- (1) 20才以上の者
- (2) 悪行でなく、道德欠陥のない者
- (3) A. C. が専門職をけがすとみなす事件で、禁固刑の最終判決のもとで禁固刑に処せられたことがない者。ただし、少なくとも刑終了から3年経過し、A. C. が権利放棄承認を適当とみなす場合を除く。
- (4) 精神異常または知識的欠陥のない者

第19項 管理建築専門職従事免許の申請者は、建築学で、次の資格を有する者でなければならない。

- (1) 準建築士
 - a. degree または A. C. により認められた学校からの同等の資格
 - b. Junior degree または A. C. に承認された3年以上の建築研究課定を有する学校からの同等の資格、政令で定めた規定にもとづく2年以上の管轄建築専門職の実務、そして A. C. で定める準建築士としての試験に合格すること。
 - c. diploma または A. C. に承認された3年以上の建築課程を有する学校からの同等の資格・政令で定めた規定にもとづく3年以上の管理建築専門職の実務、そして A. C. で定めた準建築士としての試験に合格すること。
- (2) 普通建築士
 - a. (1) a の下の準建築士としての省令で定める規定の下の1年以上の管理建築専門職実務。
 - b. (1) b の下の準建築士として、3年以上の省令で定める規定の下の管理建築専門職実務。
 - c. (1) c の下の準建築士として、3年以上の省令で定める規程の下の管理建築専門職実務と A. C. による普通建築士としての試験に合格すること。
- (3) 上級建築士
 - 2(a) または 2(b) の下の普通建築士として、7年以上の省令で定める規定の下の管理建築専門職実務と A. C. による試験に合格すること。

第20項 A. C. は建築専門職に特別な知識と能力をもつとみなされる者が、免許申請を望む場合、1つ以上の分野の普通建築士として承認することができる。

第21項 19項・20項以外の個別の場合には、A. C. は詳細の分野で管理建築専門職に従事できるとみなす免許申請者に1年以内の、特別仮免許証を発行することがで

きる。その被免許者はその分野で普通建築士と上級建築士と共同して従事しなければならない。
第22項 19項, 20項または21項の下の免許申請書はA. C. の規則に支配される。

第23項 免許申請受理後にA. C. の書記は名前住所, 資格をと共にその他詳細事項の通知を異議申し立てのために, 15日以後にA. C. 事務局に送らなければならない。

前述の期間に通知が送られた時, A. C. の書記は, もし異議申し立てがあるなら, その異議と申請書をA. C. に提出しなければならない。

第24項 19項, 20項の下の管理建築専門職は発行の日から5年間有効である。

19項, 20項または21項の下の免許証が紛失または破損した場合, その被免許者はその紛失, 破損を知った日から30日以内に再交付の申請書を提出しなければならない。

免許更新と再交付免許発行はA. C. の規定に支配される。

第3章 管理建築専門職実務と専門職道德

第25項 管理建築専門職従事者は省令に定められる規定と条件に従って, 免許証に記載された建築分野に実務を制限しなければならない。

第26項 管理建築専門職従事者は省令に定められる専門職道德を遵守しなければならない。

第4章 免許証の停止と取り消し

第27項 A. C. は次の場合管理建築専門職従事者の免許証を停止または取り消しを行う権限をもつ。

- (1) 被免許者が18項に定める必要事項をみたすことができない。
- (2) 被免許者がこの法令または, これにもとずいて発行される省令に違反する。

免許証は1年未満の間, 停止される。

免許証を停止または取り消す前に, A. C. はその被免許者が罪を知り, 弁護の証書を提出する機会を与える調査を行わなければならない。

第28項 取り消された管理建築専門職従事者は, 取り消しの日から3年の満期に免許証の再申請を行うことができる。そしてもしA. C. が申請書の認可を拒否した場合, 申請者は拒否の日から1年の満期に, さらに申請書を提出することができる。免許発行のA. C. の拒否が2度に渡ったのちは, その申請者は免許証は免許証をさらに申請する権限をもたない。

第5章 罰 則

第29項 15項, 21項, 25項に反するまたは25項の下に発行された省令に従わないいかなる者も, 1年以内の禁固刑または1万パーツ以内の罰金刑あるいは両方の刑に処せられる。

第30項 免許証の更新なしに管理建築専門職に従事するいかなる者も千パーツ以内の罰金刑に処せられる。

第31項 28項の下に免許の再申請を行う権利期間に, または免許が停止または取り消されている間に, 管理建築専門職に従事する者は6ヶ月以内の禁固刑, または5千パーツ以内の

罰金刑あるいは両方の刑に処せられる。

第6章 臨時規定

第32項 初期において、A. C. は議長として国務省次官と34項の下の上級建築士としての免許証を申請することができる建築士と次の者の中から省令によって任命される委員によって構成される。

- (1) 政府機関で建築に従事する者 5名
- (2) degree 程度の建築を教える学校の者 4名
- (3) (1)と(2)以外の者以外の管理建築専門職に従事する建築士

A. C. は議長により当てがわれた任務を負い、そして議長が欠席したり職務を遂行できない場合議長を代行する1人の委員を副議長として選任しなければならない。

管理建築専門職に50名以上の上級建築士がそろった場合、大臣は7項にもとづく新E.

C. を任命しなければならない。

第33項 6項の下に発行される省令が効力を発行する日に、またはあとに管理建築専門職に従事しているすべての者はその日から2年の間、さらにその専門職に従事できる権利をもつ。そしてこの法令にもとずき、管理建築専門職の免許をその者が申請する時、彼はA. C. が文書による免許発行拒否の通知があるまで、A. C. により定められた期間と規定に限って実務を継続することができる。

第34項 次の条件に従い、33項の下に管理建築専門職従事免許を発行する権限をもつ。

- (a) 免許申請者が19項(1)a.の下に資格を有しそして16項の下に発行された省令が発効する日の前少なくとも1年間、管理建築専門職に従事した者には、A. C. は普通建築士としてその申請者に免許を発行することができる。

前段落の1年の期間は、上級建築士としての免許申請に関して8年に変更される。

免許申請者は19項(1)a.の下に資格を与えられるが、修士以上の学位または同等の学位を有する場合、上級建築士としての申請に関して8年の期間は6年に変更される。

- (b) 免許申請者が19項(1)b.の下に資格を与えられ、そして6項の下に発行される省令が発効する日の前少なくとも2年間、管理建築専門職に従事した者である場合、A. C. は準建築士としての免許証を発行することができる。

前段落の2年の期間は、普通建築士としての免許申請に関して5年に、上級建築士には12年に変更される。

- (c) 免許申請者が、19項(1)c.の下に資格を与えられ、そして6項の下に発行される省令が発効する日の前少なくとも3年間、管理建築専門職に従事し、またA. C. の試験に合格した場合、A. C. は準建築士として申請者に免許を発行することができる。

前段落の3年の期間は、普通建築士としての免許申請に関して6年間に変更される。

料 金 表

(1) 管理建築専門職従事免許証

- a. 準建築士 200 パーツ
- b. 普通建築士 300 パーツ
- c. 上級建築士 400 パーツ

(2) 管理建築専門職従事免許更新料

- a. 準建築士 100 パーツ
- b. 普通建築士 150 パーツ
- c. 上級建築士 200 パーツ

(3) 21項の下の特別免許 500 パーツ

(4) 免許証の再交付

- a. 24項2段落に定められた期間中に提出された申請書 20 パーツ
- b. 24項2段落に定められた期間後に提出された申請書 100 パーツ

8. 建設業法

第1項 この法令は“建設業法 B. E. 2522”と呼ばれる。

第2項 この法令は政府官報に発表された日の翌日から発効する。

第3項 この法令の中で、

“建設工事”とは省令に定められるような建築物または構造物の建設、改修・増築、拡張組み立てまたは取り付けに関する工事を意味する。

“建築物”とは建築管理法の下の建築物を意味する。

“管理建設工事請負業者”とは、この法令の下の建設工事の商業に携さわる請け負いのために免許を受けた者を意味する。

“受託者”とは建設工事請負業者協会受託者委員会の受託者を意味する。

“大臣”とはこの法令施行管理と担当の大臣を意味する。

第4項 この法令の規定は次の事項には適用されない。

- (1) 予算手続令の下で自らの建設工事を進めることを請負う政府公団、または専売公社
- (2) 政府が国連その他の国際機関または外国政府の特別機関と結んだ協約の下の必然的活動のための建設工事を行う契約を権利を有する外国法人
- (3) 法令で定めるその他の法人

第5項 国務大臣はこの法令施行を管理・担当しなければならない、この法令に付随する価格表を越さない料金を定める省令とこの法令施行のためのその他活動を定める省令を発行する権利をもつ。

第1章 建設工事請負業者協会

第6項 “建設工事請負業者協会”と呼ばれる協会が設置されなければならない、そしてこの法令に示される目的に従って権限と任務が与えられる。

建設工事請負業者協会は法人でなければならない。

第7項 建設工事請負業者協会は次の目的をもつ。

- (1) 建設工事請負業者の活動と品行を監督する。
- (2) 建設工事請負業を促進する。
- (3) 建設工事請負業者の利益を監督する。
- (4) 建設工事の参考に教育・情報を与え、資料の収集。

第8項 建設工事請負業者協会は建設工事請負業者協会受託者と建設工事請負業者協会会員を含む。

第9項 次のように建設工事請負業者協会の会員は2種類とする。

(1) 普通会員 この種の会員は次の資格をもつものでなければならない。

- a. 建設業務に携さわる登録合名会社・合資会社・有限会社または有限公共会社の権限を

与えた者。

(b) 20才以上

(c) 建設工事請負業者協会受託者委員会が専門職に信用喪失をもたらす可能性のある悪行の者でないこと。

(d) 建設工事請負業者協会受託者委員会が専門職に信用喪失をもたらす可能性のある事件の最終判決で禁固刑または法の命令で禁固刑に処せられたことがないこと。

(e) 無能者または準無能者でないこと。

(f) 禁治産者でないこと。

(2) 名誉会員 この種の会員は建設工事請負業者協会が名誉会員となるよう依頼する様な、技術分野の有職者でなければならない。

第10項 建設工事請負業者協会会員の入会、権利任務と会員終了は建設工事請負業者受託者委員会の規定に従わなければならない。

第11項 建設工事請負業者協会は次の収入項目をもつ。

(1) 建設工事請負業者協会の登録料、寄付金その他

(2) 第5項の下に発行される省令に従って集められる料金

(3) 投資その他活動からの利益

(4) 寄付金

第12項 大臣は建設工事請負業者協会の特別会長の職につき、この法令に定められたような建設工事請負業者協会の活動に助言を与える権限と任務をもつ。

第13項 B. C. S. と略され建設工事請負業者協会受託者委員会と呼ばれる受託者委員会が設置されなければならない。国務省次官、道路局長官公共事業局長官そして技術専門職局・建築専門職局・タイ請負業者協会からそれぞれ1人、建設工事に関する機関から2人の政府公務員、受託者として建設工事請負業者協会の普通会員から建設工事請負業者協会会議によって選ばれた4名以内の委員から構成される。

1段落にもとづく建設工事請負業者協会によって選出された普通会員は、管理建設工事請負業者の専務・常務取締役でなければならない。

国務省次官は建設工事請負業者協会の会長とならなければならない。

建設工事請負業者協会書記はB. C. S. の書記でなければならない。

第14項 任期满了による退任のほか、大臣によって任命された受託者は次の場合、退任しなければならない。

(a) 死亡

(b) 辞位

(c) 建設工事請負業者協会の普通会員により選ばれた者となった受託者は、普通会員であることをやめなければならない。

大臣により任命された受託者が任期満了する前に退任する時、大臣は空席をうめるためにもう1人の受託者を任命しなければならない。第14項にもとづく任期の残りが6ヶ月未満の場合、交替者は任命される。

2段落にもとずいて任命された受託者は、彼が交替受託者の任期に従って業務を行わなければならない。

第16項 大臣により任命された受託者の任期の満了時に、その受託者は新しい受託者が任命され、任務に従事するまで任務を続けなければならない。

第17項 A. B. C. S. 会議決定は定員数をみたすために、受託者総数の過半数以上の受託者の出席を必要とする。もし会議に建設工事請負業者協会の会長が欠席した場合または任務実行不可能になった場合、その場の受託者は会議の議長をつとめる1人の受託者を選出しなければならない。

第23項の規定にもとずいて、B. C. S. 会議の決定は多数決投票により決定されなければならない。それぞれの受託者は1票の投票権をもつ。両者の票が等しい場合、会議の議長はその問題を決定する1票の投票権をもつ。

B. C. S. は省なくとも1ヶ月に1回会議を開催しなければならない。

第18項 B. C. S. は建設工事請負業者協会の方針を定め活動を管理する権限と任務をもつ。

(1) 建設工事請負業者協会会員の入会、会員証の終了を規定を発行

(2) 登録料、その他料金、寄付金を定める規定を発行

(3) 建設工事請負業者協会会員の会議の規定を発行する。

(4) 管理建設工事請負業者登録申請書、登録書、登録書の更新、登録書の取り消しの基準を定める規定を発行する。

(5) 管理建設工事請負業者の専門職慣例の規定を発行する。

(6) B. C. S. または副委員会会議の規定を発行すること。

(7) 管理建設工事請負業者に保証を与える規定を発行すること。

(8) 建設工事請負業者協会にもとづくその他の事項、活動管理、受託者会議報酬、建設工事請負業者協会の個人給料を規定を

(9) 建設工事請負管理、助長のための専門機関から協力を求めて、そして助言と示唆を与えること。

第19項 B. C. S. は建設工事請負業者協会の目的にもとづく活動を進める、または検討する副委員会を任命する権限をもつ。

第20項 部外者を含む事例に関して、建設工事請負業者協会会長または建設工事請負業者協会会長により文書で委託された受託者は建設工事請負業者協会の代表者とならなければならない。

第21項 毎年建設工事請負業者協会会議は受託者を選ぶために開かれる建設工事請負業者協会の年次通常会議を開催する準備をしなければならない。

第22項 建設工事請負業者協会特別会長は建設工事請負業者協会会議に出席し、意見を述べることができる。また建設工事請負業者協会に関する事項に文書で意見を述べるができる。

第23項 決議にもとづく義務の前に、第18項(2), (3), (4), (5), (6)と(8)にもとづく B. C. S. の決議は建設工事請負業者協会の特別会長の承認を取得しなければならない。

建設工事請負業者協会会長は遅滞なく、B. C. S. の決議を拒否することができる特別会長に提出しなければならない。建設工事請負業者協会会長により提出された決議受け取りの日から15日以内に、決議拒否をしない限り、特別会長がその決議を承認したとみなされる。

もし建設工事請負業者協会の特別会長が決議を拒否した場合、B. C. S. はその決議を再度検討しなければならない。決議への投票を行う場合、全受託者総数の4分の3以上で可決され、決議にもとづく業務が実行される。

第24項 建設工事請負業者協会会長は管理建設工事請負業者登録書、その他書類を保管する責務を負うため、B. C. S. の承認を得て建設工事請負業者協会の書記を任命することができる。

建設工事請負業者協会書記は、管理建設請負業者の専務取締役または共同経営者でなければならない。

第2章 管理建設工事請負

第25項 大臣は次を定める省令を発行する権限をもつ。

- (1) 管理建設工事として分類される建設工事の分類、性格、規模また分野
- (2) 管理建設工事請負業者の分類

第26項 管理建築工事請負業者になることを望むすべての建築工事請負業者は建築工事請負業者としてB. C. S. に登録しなければならない。

第27項 管理建設工事請負業者の申請書と登録書はB. C. S. の規定に従うものでなければならない。

第28項 管理建設工事請負業者登録の申請者は少なくとも次の資格を備えなければならない。

- (1) 建設業務にたずさわる目的をもつ登録合名会社・合資会社・有限会社または有限公共会社であること。
- (2) 外国人商業法の下外国人ではないこと。
- (3) B. C. S. の規定に定められた数の建設工事監理のために技術専門職局から管理技術専門職に従事する免許または建築専門職局から管理建築専門職に従事する免許を取得した常任従業員をもつこと。

- (4) B. C. S. の規定に定められたような十分な数の自己所有の建設工事機械・道具をもつこと。
- (5) B. C. S. の規定に定められたような十分しっかりした財務状態であること。
- (6) B. C. S. に定められたような工事完了記録, その他の資格証明をもつこと。

第29項 登録申請受理に, 建設工事請負業者協会書記は建設工事請負業者協会事務局に通知を転送して, 他の者が異議を申し立てることができるよう30日以上を, その名前, 住所その他の詳細事項を公表しなければならない。

その期日終了時に, 建設工事請負業者協会書記はもし異議があった場合その異議と共に申請書を登録を検討するためにB. C. S. に提出しなければならない。

登録の申請書検討の際, B. C. S. は登録申請者または付属書類・証書を確認または証言を求めるために異議を申し立てる提出者を呼び出さなければならない。

B. C. S. が登録申請者が第28項に求められるすべての資格をもち, 異議がないとみた場合, B. C. S. は管理建設工事の種類, 規模と範囲と管理建設工事請負業者の分類に従い登録を発効させる。

第30項 B. C. S. により却下された登録申請者は, 却下通知を受け取った日から30日以内に大臣に異議申し立てを行うことができる。もし大臣が妥当な内容だとみなす場合, 彼はその事例をB. C. S. に再検討のため戻すことができ, 申請者は適当とみなされる判断のため大臣に助言を再提出しなければならない。

大臣は異議申し立ての日から60日以内に申請者に判断を与えなければならない。

大臣の判決は最終とされる。

第31項 管理建設工事請負業者登録は, 登録証が発行された日から5年間有効である。

登録更新はB. C. S. の規定に従わなければならない。

登録証を紛失または破損した場合, 管理建設工事請負業者はそれを知った日から30日以内に仮登録証を申請しなければならない。

第3章 建設専門職と建設専門職道徳

第32項 管理建設工事請負業者は登録証に定められたような種類と範囲の管理建設工事を請け負い, 省令に定められた基準と条件に従わなければならない。

登録証に定められた事項のほかの種類と範囲の管理建設工事を請け負うことを望むある種類と範囲の管理建設工事請負業者は, 省令で定められる基準と条件に従って限度以内で請け負うことを許される。

第33項 管理建設工事請負業者はB. C. S. の規定に定められたような専門職道徳を守らなければならない。

提出書類の中の管理建設工事の引用句は公正, 妥当そして正確でなければならない。

管理建設工事請負業者は共同して建設費用を定めてはならない。また, いかなる管理建設

工事請負業者も入札成功者となる活動をしなければならない。

第34項 外国の建設工事、20億を越す建設工事または特別な技術を必要とする工事を請け負うことができる管理建設工事請負業者を助成する便宜のため、管理建設工事請負業者は政府が保償、税金・関税の控除・割引き、外国で働く労働者の管理に関する援助をB. C. S. 資格をもつ管理建設工事請負業者に与えるよう要求する権利をもつ。

第4章 登録証の取り消し

第35項 B. C. S. は次の事態の時、「管理建設工事登録証取り消しを命令する権限をもつ。

- (1) 管理建設工事請負業者が第28項の下の資格を失った場合。
- (2) 管理建設工事請負業者がこの法令の下に発行された省令、この省令、またはB. C. S. の規定に違反した場合。

登録証取り消しに先立って、B. C. S. は非難を連絡させるためや文書による論争を与えるため管理建設工事請負業者に機会を準備することにより、調査を行わなければならない。

第36項 登録証取り消しは、登録証取り消し命令の日以前の責務有効の下に、取り消される請負業者によって完成される建設工事請負には効力をもたない。

第37項 取り消された管理建設工事請負業者は、取り消しの日から3ケ年終了後再び登録を申請することができる。しかし、申請を検討した結果、B. C. S. が登録発効を拒否する場合、申請者は大臣に異議を申し立てる権利をもつ。その場合必要な変更を加えて、第30項を適用する。

B. C. S. が以上の登録を拒否し、申請者が第1項にもとずいて大臣に異議を申し立てない場合、または異議を申し立てたが大臣がB. C. S. と同様な判断を下した場合、その者はB. C. S. の登録拒否の日または大臣が判断を下した日から1ケ年終了後に登録を再申請しなければならない。もしB. C. S. が2度登録を拒否した場合、その者は大臣に異議を申し立てることができる。もしその者が大臣に再び異議を申し立てない場合、または大臣の判断がB. C. S. と一致する場合、以上の者はもはや登録を申請する権利をもたない。

第5章 罰 則

第38項 第26項にもとづく管理建設工事請負として登録されずに管理建設を請け負うまたは、従事する者は50万パーツ以内の罰金刑、そして裁判所は建設工事停止を命令しなければならない。

第1段落にもとづく停止命令は契約の下の責務から請負業者を助うものであってはならない。

第39項 登録証が終了している間、管理建設工事を請け負うまたは従事する管理建設工事請負業者は、5万パーツ以内の罰金刑または登録証が終了し更新される間1日につき2千パー

ツの罰金刑に処せられる。

第40項 第31項第3段落に従わない管理建設工事請負業者は千パーツ以内の罰金刑に処せられる。

第41項 第32項の下に発行される省令の基準または条件に従わない管理建設工事請負業者は10万パーツ以内の罰金刑そして以上の基準または条件に従わない期間1日につき5千パーツの罰金刑に処せられる。

暫定規定

第42項 この法が発効する日から1年以内の初期には、B. C. S. は国務省次官、道路局長官、公共事業省長官、技術専門職局代表1人、建築専門職局長代表1人、タイ請負業者協会代表1人、受託者に任命された建設工事に関係する2人の公務員、第13項にもとづく受託者または第24項にもとづく建設工事請負業者協会の書記が任命されるまで、建設工事請負業者協会会長として国務省次官、建設工事請負業者協会書記としてB. C. S. により任命された者から成る。

大臣はこの法令が発効する日から30日以内に第1段落にもとづくB. C. S. を構成する受託者を任命することができる。

第43項 第25項の下に発行される省令が発効する日またはその以前に、管理建設工事を請け負うまたは従事する管理建設工事請負業者は完成するまで建設工事を続けなければならない。そして前述の省令が発効する180前に管理建設工事請負業者として登録を申請しなければならない。またこの法令の下の管理建設工事請負業者の登録申請証を提出した後、B. C. S. が文書により登録却下書を発行するまで管理建設工事を請け負いまたは従事する権利をもつ。後者の場合(却下)、その者は大臣に異議を申し立てることができる。そして第40項が必要な変更を加えて適用される。

料金表

1. 管理建設工事登録	20,000 パーツ
2. 登録証更新	10,000 パーツ
3. 仮登録証	5,000 パーツ

9. 民間,一般集合住宅令

Bhumibol Adulyadej Rex

在位34年 1979年4月21日に発布

国王 Bhumibol Adulyadej はここに喜び宣言する。

民間,一般集合住宅令として適当である。

国王の名において,国会として憲法に定める機関の助言と承認により次を実施する。

第1項 この法令は“民間,一般集合住宅1979年”と名づけられる。

第2項 この法令は政府官報に発表の日から計算して180日終了の翌日から発効する。

第3項 この法令によって定める限り,この法令に違反するまたは矛盾するすべての法令,規約と規定はこの法令に取り替えられる。

第4項 この法令の中で,

“民間,一般集合住宅”とは独立した所有権をもつ部分に分離される建築物を意味する。

“民間財産”とは各住宅単位の独立した所有者の財産として,分割された建築物または土地を含む,住宅単位を意味する。

“住宅単位”とは各個体の明確な所有権に分割される民間,一般集合住宅の一物分を意味する。

“一般財産”とは,住宅単位,民間一般集合住宅が位置する土地や共同の所有者の一般に有用と作られた土地またはその他の財産の一部を意味する。。

“共同所有者”とは民間一般集合住宅の各住宅単位の所有者を意味する。

“住宅単位の権利文書”とは,民間財産の所有権と一般財産の複数所有権を示す証明書を意味する。

“憲法上の民間一般集合住宅”とはこの法令の下に登録された法人を意味する。

“規定”とは憲法上の民間一般集合住宅の規定を意味する。

“管轄官”とはこの法令を実施する大臣により使命された公務員を意味する。

“大臣”とはこの法令の実施の管理・担当を行う大臣を意味する。

第5項 国務大臣はこの法令実施の管理・担当を行い,管轄官を任命する権限をもちこの法令に付属する単価表を越さない料金やこの法令の下のその他活動を定める省令を発行する権限をもつ。

省令は政府官報に発表された時に発効する。

第1章 民間一般集合住宅の登記

第6項 この法令の下の個人所有の集合住宅として地所所有権をもち,その地所を登記することを望むいかなる者も管轄官に次のものと共に民間一般集合住宅登記を申請しなければならない。

- (1) 不動産権利証書
- (2) 民間一般集合住宅表
- (3) 各住宅単位の所有者に認められる第14項にもとづく一般財産の所有権割合の連絡,
- (4) 民間財産と一般財産に関連する詳細事項
- (5) 民間一般集合住宅登記を申請される建築物が、土地付建築物抵当の例外の抵当物ではないことを意味する申請の証書
- (6) 省令に定められるようなその他の証書

第7項 管轄官は、第6項にもとづく民間一般集合住宅登記の申請書受理の時、登記が申請される固定資産に地上物件の先優権をもつ抵当権者または debtee の名前、不動産権利証書が提出されたなら、その申請書を公表し加えて debtee に文書で管轄官に報告するよう通知しなければならない。そして以上の通知受理の日から30日以内に提出しなければならない。

この法令の実施の際、管轄官は日の出から日没の間、登記が提出される固定資産に入る権限をもつ。あるいは、必要な証書を提出または証言するよう召喚する権限をもつ。そして、管轄官は刑事法にもとづく行政官の権限をもつ。

管轄官は申請書が適当で、土地が債務から開放されまたは土地が抵当になりその抵当者が民間一般集合住宅として登記することに同意するとみなす時、彼は民間一般集合住宅としてその登記を進めなければならない。しかし、土地を含まない抵当のものの建築物は、民間一般集合住宅として登記されない。

管轄官が民間一般集合住宅の申請が不適当とみなす場合、民間一般集合住宅としての登記の拒否を命令しなければならない。また、遅滞なく法律上の判断を文書で申請者に助言しなければならない。

管轄官は政府官報に発表して民間一般集合住宅登記を公表しなければならない。

第8項 第6項にもとづく登記申請、第7項にもとづく公表、debtee 通知と登記は省令に定められる基準、手続きと条件に従うものでなければならない。

第9項 民間一般集合住宅登記申請の受理の時、管轄官は第6項にもとずいて提出された不動産権利証書を民間一般集合住宅が位置する場所の土地行政官に、その土地がこの法令の効力の下に存在するよう不動産権利証書登録の索引に記録するため15日以内に渡さなければならない。またその不動産権利証書を保管しなければならない。

10. オイル燃料の貯蔵に関する法令

前 文

第1項 この法令は“オイル燃料の貯蔵に関する法令B. E. 2474”と呼ばれる。

第2項 この法令はB. E. 2474 12月1日に発効する。

第1章 総 則

第3項 この法律の中で、

“大臣”とは国務大臣を意味する。

“公務員”とはこの法令施行のため大臣により任命された公務員、

“技術者”とはこの法令施行に任務をもつ大臣により任命された技術者を意味する。

“オイル燃料”とは大臣がオイル燃料と定める、一般にロックオイル、燈油、石油、パラフィン、ガソリン、ベンゾール、ベンゾリン、ベンゼン、ナフサその他の物質、そして石油、コール、岩石、シェール、ピットその他から製造される物質、加えて前述の物質からの再製品を含む。

“引火点”とはオイル燃料が火と結びつく時の温度を意味する。

“容器”とは2ティン以内の容量のオイル燃料の容器を意味する。

“ティン”とは20リットル以内の容量をもつオイル燃料の容器を意味する。

第4項 この法令の意味するオイル燃料は、次の3つに分類される。

- 1 非危険オイル燃料とは66℃以上の引火点をもつオイル燃料を意味する。
- 2 普通オイル燃料とは23℃以上66℃未満の引火点をもつオイル燃料を意味する。
- 3 危険オイル燃料とは23℃未満の引火点をもつオイル燃料を意味する。

第5項 この法令は単に 使用されるオイル燃料には適用されない。

第2章 免 許 証

第6項 すべての種類のオイル燃料の保管・貯蔵は公務官からの免許証の下に実施されなければならない。

第7項 オイル燃料貯蔵に使用される約束はタイ海域の船舶の法令に定められるように、免許が与えられそしてこの法令の規定に従わなければならない。

第8項 免許申請は公務官に提出されなければならない。もし公務官がその申請がこの法令に従うものであるとみなす場合、免許を発行する。申請書書式と免許は省令に定める書式でなければならない。

第9項 オイル燃料貯蔵に免許を与えられた建物は公務官により定められた種類と寸法の標示板を見やすい場所に表示しなければならない。その標示板には次のように書かれる。

“ Authorised Premiss for Storing oil Fuel, Licence No

第10項 すべての免許は12月31日に終了する。

第11項 免許更新の手続きは最初の申請と同じものとする。

第3章 処理・販売以外のオイル燃料

A. 非危険オイル燃料

第12項 いかなる免許も10,000リットル以内の容量を備えた非危険オイル燃料貯蔵には必要とされない。

B. 普通オイル燃料

第13項 普通オイル燃料貯蔵に関して、

A. 200リットル以内の容量の場合、免許を必要としない。

B. 200リットルを越え2,500リットル以内の容量の場合、免許を必要としオイル燃料は住居、炉、工場や倉庫から少なくとも5メートルを離れて貯蔵されなければならない。普通オイル燃料の2,500リットル以上の貯蔵は禁止される。

C. 危険オイル燃料

第14項 危険オイル燃料の貯蔵に関して、

A. 容量が200リットル以内の場合、ガラス容器または金属容器に貯蔵され、適当に抑止でき、その容器にはその名称と次の言葉をしっかりと表示しなければならない。

“Highly Inflammable” 前述の容器がケースでおおわれまたはつつまれる場合、外部のカバーまたはケースは同様な表示を付けなければならない。

B. 容量が200リットルを越え2,500リットル以内の場合、免許を取得しなければならない。そしてオイル燃料は住居、炉、工場や倉庫から少なくとも10メートル離れて貯蔵されなければならない。

危険オイル燃料の2,500リットル以上の貯蔵は禁止される。

第15項 公務官が普通オイル燃料または危険オイル燃料が商業・産業の用途・目的に使用されなければならない場所、必要事項を満たす貯蔵庫がない場所に貯蔵する必要があるとみなす時、有効な許可証が2,500リットル以内の容量であれば、オイル燃料貯蔵のために認可される。

(a) 以上のオイル燃料は軽い適当なカバーをもち、土でおおわれた鉄筋コンクリート製のピットまたは鉄タンクに貯蔵されなければならない。そのピットまたはタンクは少なくとも地面から4メートルの高さに1平方メートル当り144個以上の穴をもつ鉄鋼でおおわれた空気口を設けなければならない。または、

(b) 以上のオイル燃料は不燃物で作られた屋根と天井をもつレンガ造、コンクリート造または石造の部屋に貯蔵されなければならない。もしレンガまたは石で造られる場合、その隔壁は23センチメートル以上の厚さのコンクリート造でなければならない。また、公務官が認めるコンクリート、鉄またはその他の材料で作られた適当なドアで閉鎖されなければならない。前述のピット、タンクまたは部屋はオイル燃料が取り出されている時を除いて常時

閉鎖されていなければならない。

前述のタンク・ピットまたは部屋は技術者が満足する方法で造られなければならない。

第16項 カバーのない裸の火、炉や台所の火の使用または可燃材料の存在はオイル燃料が貯蔵されるべき場所では禁止される。

第4章 処理また販売のためのオイル燃料

A： 非危険オイル燃料

第17項 容量が10,000リットル以内のとき、非危険オイル燃料貯蔵には免許が必要されない。

B： 普通オイル燃料

第18項 オイル燃料が公務官によって免許を与えられた場所で、省令に定められる規定と条件にもとづいて貯蔵されまた処理されるならば、免許は500リットル以内の普通オイル燃料の貯蔵と処理のために必要とされない。

第19項 500リットルを越え5,000リットル未満の普通オイル燃料の貯蔵には免許が必要とされ、下に定める場所に貯蔵されなければならない。

(a) オイル燃料が貯蔵される部屋は不燃材料で造られた屋根・天井、石・セメント・鉄またはレンガで造られた壁と床をもたなければならない。そして以上の部屋は炉、台所からのすべての側面から3メートル以上離れなければならない。

(b) 証可が(a)に定める規定以上の木材、かやその他の材料で造られた建物にオイル燃料を貯蔵することに与えられる場合、その建物は住居、炉、工場または倉庫からすべての側面に25メートル以上離れなければならない。

省令の規定は処理または販売の場合に遵守されなければならない。

第20項 公務官からの免許は、オイル燃料が5,000リットルを越す容量の大きなタンクに貯蔵されない場合、普通オイル燃料貯蔵のために必要とされる。そして次の項の規定が守られなければならない。

第21項 第20項の下にオイル燃料貯蔵の場所を建設する免許の申請は周囲50メートル半径内のすべての建物の特徴と位置を示す地図と以上の場所の計画を伴わなければならない。

前述の計画と地図は1：1000より大きい縮尺で描かれなければならない。

第22項 前述のオイル燃料貯蔵場所は、技術者によって承認された計画に従って建設されなければならない。そして次の規定に従わなければならない。

1. 壁と床は石、レンガ、セメント、コンクリートまたは鉄で造られなければならない。また1階建でなければならない。壁が石またはレンガで造られた場合、その厚さは35センチメートル以上でなければならない。

2. 壁と屋根の間は50センチメートル以上の格子空間でなければならない。壁が床と合う場所は適当な換気のための開口部でなければならない。

3. 屋根と天井は不燃材で造られなければならない。
4. もし木製のドアならば、6センチメートル以上の厚さをもたなければならない。
5. すべての窓は外に開くものでなければならない。
6. 戸下枠は床から25センチメートル以上の高さでなければならない。窓台は1メートル以上の高さでなければならない。

第23項 オイル燃料貯蔵の場所から3メートル以内の距離に、頂部で75センチメートル以上の土の堤防を造らなければならない。前述の堤防で囲まれた地域は、取得した免許のオイル燃料のすべてを満たすことができる十分な高さでなければならない。そして前述の地域で可燃物により床を造ることは禁止される。

第24項 オイル燃料貯蔵の場所の周囲の土堤防は住居、炉、工場または倉庫から20メートル以上離れなければならない。

第25項 土堤防から続くすべてのパイプは、水の排出のために必要な時だけ開く水門またはシャ断棒を備えなければならない。

第26項 はんだ付けまたは火や熱を必要とする工事は別の場所で行われなければならない限り、禁止される。その場所は堤防に近くない外部でなければならない。第22項1.2.3.に定める材料によって建設されなければならない。以上の場所では、オイル燃料貯蔵が禁止される。

第27項 土堤防の中には可燃物またはその製品を貯蔵することを禁止する。

第28項 土堤防の中の照明使用は禁止される。土堤防の中で行われるすべての仕事は特別許可を取得しない限り日中に行われなければならない。

第29項 第22項2.に定められる換気口を妨害する物があってはならない。

C: 危険オイル燃料

第30項 300リットル以内の危険オイル燃料の処理・貯蔵に関して、第18項と第19項の規定が守られなければならない。

オイル燃料業者はすぐ火災を消すことができるように砂を用意しなければならない。砂は堤防の近くに保管されなければならない。その量は貯蔵されるオイル燃料の容積に比例して、危険な種類のオイル燃料の10 tinに対してtinの砂である。

第31項 300リットルを越し1,000リットル以内の危険オイル燃料貯蔵免許は、オイル燃料貯蔵の目的に使用される土でおおわれた鉄タンク、または独した部屋に貯蔵されない限り、発行されない。以上の部屋は次の規定を満たすものでなければならない。

1. 床、壁と天井は不燃材で造られなければならない。
2. ドアは公務官に承認されたコンクリート、鉄、その他の材料で造られなければならない。
3. 部屋は住居、炉、工場、倉庫から5メートル離れなければならない。
4. 屋根と床に近い壁の空間には換気口を取り付けなければならない。

第32項 免許が第31項に定められた規定のように木材またはかやその他で造られる建築物

に危険オイル燃料貯蔵のために与えられた場合、第19項(b)の規定が適用されなければならない。

第33項 第31項と第32項にもとずいて独立した室に貯蔵される燃料を tin または ケース による場合を除いて小売りしてはならない。地中に貯蔵されたオイル燃料は、そのタンクがもれることなく開閉することができるタップを備えるならば、小売りすることができる。

第34項 この章のDに従って、大きなタンクに貯蔵されない1,000 リットルを越す危険オイル燃料の貯蔵に、第24項に定められる距離が30メートルに伸ばされるのなら第20項から第29項までの規定が適用される。

第35項 地中に5,000リットル以内の危険オイル燃料の貯蔵に、詳細図面がそのタンクの建設、配管、ポンプ取り付け、に関して提出されなければならない。そして免許がタンクに燃料が満たされる前に公務官から取得されなければならない。

第36項 公務官は次を満足する場合、免許を発行しなければならない。

1. オイル燃料タンクのポンプが適当に建設された場合
 2. オイル燃料タンクが地中に埋められて、そのタンクの頂部が地中50センチメートル以下にある場合
 3. オイル燃料タンクが地上にスクリーンにより保護された先端をもつ換気口を備えた場合
- D: 大きなタンクに普通オイル燃料と危険オイル燃料の貯蔵

第37項 公務員からの免許は5,000リットルを越すオイル燃料貯蔵のため、タンク取り付けの前に取得しなければならない。

第38項 第37項に従ってオイル燃料タンクを取り付ける免許申請は、第21項に従う計画によって裏付けされなければならない。

第39項 オイル燃料貯蔵のためのタンクは技術者により承認された計画に従って建設されなければならない。そして次のことに従わなければならない。

1. オイル燃料タンクは、オイル燃料が漏れないように、そして公務官を満足させることができるようにリベットまたは電気溶接された軟鋼で造られなければならない。
2. タンクからの換気パイプは2層の鉄スクリーンをもたなければならない。そのスクリーンは1平方センチメートル当り144個以上の穴をもたなければならない。鉄スクリーンが使用されない場所には、公務官に承認された方法で開閉することができる換気パイプがなければならない。
3. タンクの上の屋根は不燃材または鉄で造られなければならない。
4. オイル燃料貯蔵タンクの建設は次の距離に従わなければならない。

(a) 普通オイルまたは危険オイル燃料貯蔵タンクが群で取り付けられない場合、あるタンクと他のタンク間の距離は、

それが垂直型タンクの場合 - 少なくとも直径または長手方向の長さに等しく、30メ

ートル以上とする。

卵型または水平型タンク - 少なくとも長手方向の長さと同しく、30メートル以上とする。

非危険オイル燃料貯蔵タンクが普通オイル燃料または危険オイル燃料貯蔵タンクが6メートル以上離れるなら、この規定は適用されない。

非危険オイル燃料タンクの有無にかかわらず、群で取り付けられる危険オイルまたは普通オイル燃料貯蔵タンクの場合、あるタンクと他のタンク間の距離は、

垂直型タンクの場合 - 少なくとも直径または長手方向の長さに等しく、15メートル以上とする。

卵型または水平タンクの場合 - 最も長い方向の長さに等しく、15メートル以上とする。

2つ以上のタンク群が互いに近い場合、第1段落に定められたようなあるタンクと他のタンクの距離が必要な変更を加えて適用される。

- (b) 各タンクのそのすべて側面は住居、炉、工場または倉庫から20メートル以上離れなければならない。
 - (c) 各タンクは貯蔵庫設備を囲むフェンスから8メートル以上離れなければならない。
5. オイル燃料貯蔵タンクまたはタンク群の周囲には、堤防または壁はタンクに事故が起きた場合そのオイル燃料すべてを入れることができるよう造られなければならない。
- (a) 普通オイル燃料貯蔵タンクまたはタンク群または壁はすべてのタンクの合計容量の4分の1以上を入れることができなければならない。
 - (b) 危険オイル燃料貯蔵タンクの場合、堤防または壁は、オイル燃料の少しも堤防または壁からあふれないように、すべてのタンクの合計容量を入れることができなければならない。
6. 堤防または壁はオイル燃料の少しもパイプまたは排水口から流出しないように造られなければならない。
7. オイル燃料貯蔵庫の敷地は3メートル以上の高さの不燃材で造られたフェンスで囲まれなければならない。そして門は公務官に承認されるようなコンクリート、鉄その他の材料で造られなければならない。
8. 貯蔵庫敷地の中には、技術者により承認されるような照明管理者がいなければならない。
9. 公務官が承認・指示する手段で以上の敷地の中に設置される、永久消火器が備えられなければならない。
10. 技術者によって承認、指示されたようにタンクの頂部から地中へ電気を導き静電気充電を防ぐ装置と照明管理者を備えなければならない。

第5章 オイル燃料の荷揚げ

第40項 この法令の下に必要とされる免許の方法でタイ国にオイル燃料を運び込む運搬主は、オイル燃料を荷おろす前に、荷おろしされる免許を与えられた貯蔵庫を文書で公務官に通知しなければならない。

第41項 普通オイルまたは危険オイル燃料を運び込むいかなる者も、200リットルを越える場合、

1. 海上運搬の時、タイ海域船舶法に定められるような荷揚げ、荷おろしの条件に従わなければならない。
 - (a) オイル燃料運搬者は、表示として80センチメートルの長さで45センチメートル幅の赤旗を取り付けなければならない。そして夜間は、容易に見ることができる場所に赤ランプを取り付けなければならない。
 - (b) 危険オイル燃料の場合、適当に密閉された金属船に入れられなければならない。そのカバーとケースの外側に“Inflammable”（可燃物）とそのオイル燃料名称の浮き出し文字を表示しなければならない。
2. 鉄道で運搬される場合、タイ国有鉄道法と道路法と以上の法令にもとづく規則に定められた荷揚げと荷おろしの条件に従わなければならない。
3. 危険オイル燃料を海上または鉄道以外の手段で運搬する場合、
 - a) ブリキカンに密閉して
 - b) 300リットル以内の容量の鉄ドラムに密閉して、
 - c) 5,000リットル以内の容量の承認されたデザインのタンカーに密閉して
タンカーが他の船に引かれる場合、2つのタンカー合計容量は5,000リットルを越えてはならない。
みやすいサインボードは1(b)に定められるような同様の方法で取り付けられなければならない。

第6章 公務官の権限と任務

第42項 この法令の下に任命された公務官は日中のいかなる時もオイル燃料貯蔵用地または販売貯蔵庫に入り、調査する権利をもつ。夜間には、危険が予想される場所に限って権限をもつ。

第43項 公務官がオイル燃料貯蔵用地がこの法令の規定に従わずまたは、修理の必要があると認める場合、公務官は定める期間中に被免許者に変更または修理するよう文書で命令する権利をもつ。もし被免許者が命令を履行できない場合、この法令で定める罰刑に処せられ、また、公務官は免許を取り消す権限をもつ。

免許取り消しの後、オイル燃料の容量がこの法令の下に貯蔵を許される限度を越す場合

1. 免許を取り消された者は定められた期間中に別のオイル燃料貯蔵用地へ、そのオイル燃

料を移動しなければならない。

2. 必要であれば、公務官は取り消された被免許者の費用で別の場所へ移動、保管することができる。

第44項 オイル燃料容量がこの法令の下に貯蔵を許される限度を越すとみなされ、第43項の規定が適用されるような違反を12ヶ月間に2度犯す被免許者の免許を、公務官は取り消す権限をもつ。

第45項 被免許者は第13項14, 19, 24, 31, 34,と第39項に定められた距離と空間を管理する任務をもつ。

もしその距離がもとのものと相違する場合、被免許者は責任を取らなければならない。そしてオイル燃料貯蔵用地がこの法令に従わないとみなす場合、公務官は第43項に定めるような命令を与える権限をもつ。

第46項 公務官は省令に定める以上の試験装置をもつオイル燃料を常時備えていなければならない。

もし会社または個人が自らの試験装置を政府のものと比較または試験したい場合、省令に定められる場所で行うのであれば許可される。

第47項 第43項に関する命令を受け取る者または、第44項の下に取り消された者が、公務官の判断がこの法令に従っていないという意見をもつ場合、大臣に異議の申し立てを行うことができる。大臣の判決が最終である。

大臣の判決を待つ間、公務官の命令を受け取った者は、大臣が緊時にその命令を停止しない限り、以上の命令に従って行動しなければならない。

第7章 罰 則

第48項 この法令の下での免許なしにオイル燃料を配給、貯蔵する者は、販売の目的ではない場合には、50パーツ以内の罰金刑に、販売の目的で貯蔵しているとみなされる場合には、200パーツから4パーツ内の罰金刑に処せられる。

公務官は前述の免許を与えられないオイル燃料に関して第43項に定められたような命令を発行する権限をもつ。

第49項 第9項に定められた種類と大きさに従ってサインボードを表示できない被免許者は、12パーツ以内の罰金刑と加えて、公務官によって定められた日からかぞえて前述の違反を犯している間1日につき、5パーツの罰金刑に処せられる。

第50項 第44項と43項に定められたような、オイル燃料貯蔵用地の修理またはオイル燃料の移動を公務官から受け取った者で、定められた期間に命令を履行できない場合には50パーツ以内の罰金刑、加えて公務官によって定められた日からかぞえて、前述の命令を履行していない間1日につき12パーツの罰金刑に処せられる。

第51項 第40項に定められたように文書で通知することができない運搬主は、100パー

ツ以内の罰金刑に処せられる。

第52項 免許または省令に定められた条件に違反して行動する者、第41項の規定に従わず危険オイル燃料を運搬または運搬させる者は、それぞれの違反に対して50パーセント以内の罰金刑に処せられる。

第53項 下に定める規定以外の違反に関係する者は、

- a) 以上の違反が第3章にもとづく場合、各違反に50パーセント以内の罰金刑に処せられる。
- b) 以上の違反が第4章にもとづく場合、各違反に100パーセント以内の罰金刑に処せられる。

第8章 雑 則

第54項 普通オイル貯蔵に与えられた場所に危険オイル燃料を貯蔵することは禁止される。ただし、2種類のオイル燃料の合計容量が免許に定められた容量以内であれば、普通オイル燃料は危険オイル燃料といっしょに貯蔵することを許される。

第55項 次の期間は、この法令が発効する前に、オイル燃料貯蔵用地の所有者にこの法令の適用は許される。すなわち、

3章と4章の第17項の下オイル燃料貯蔵には、3ヶ月免除される。

4章の第18項、19項、30～33項、35項と36項の下オイル燃料貯蔵には6ヶ月間、

4章の第20項、22から28項、34項、37から39項、8章の54項には1ヶ年間以上の期間はこの法令が発布される日から教えられる。

第56項 大臣はこの法令施行の責任をもつ。そして省令を発行する、公務官・技術官を任命する、またこの法令施行のための料金を決定する権限をもつ。

以上の省令は政府官報に発表された日をもって発効する。

工業省告示 No. 1 (B E 2512)

工場法 B. E. 2512)の下に発布される。

Re: 工場操業以外のための構成必要体として操業する工場

工場法 B. E. 2512の6項(3)の規定にもとづいて、工業大臣はここに次の告示を発布する。

1部、鉍物法の下試削、採鉍、鉍石、選鉍、石油探査または石油生産のために構成必要体としてのみ操業するすべての種類の工場は、そしてその操業は鉍物法の下試削、採鉍、鉍石、選鉍、石油探査または石油生産に関する仕事に従事することであり、工場法 B. E. 2512のすべての規定の適用から除外される。

2部、娯楽・飲食法の下事務所、協会、クラブ、居住空間、遊戯場、スタジアム・ホテル、娯楽場の仕事に従事するための構成必要体としてのみ操業するすべての種類の工場は、そしてその操業は娯楽・飲食法の下自らの事務所、協会、クラブ、居住空間、遊戯

場、スタジアム、ホテル、娯楽場に従事することだけであり、工場法 B. E. 2512 のすべての規定の適用は除外される。

工業省告示

工場法 B. E. 2512 の39項にもとずいて、工業大臣はここに、従うべき任務の下にあるすべての種類の工場を操業する被免証者に規定と手続きを定める。すなわち、

総則と手続

第1章 工場と機械の保持

39項(1)にもとずいて発布される

第1項 工場建築物の状態の定期検査を行わなければならない。そして免許が与えられた時のような安全な状態に保守また修理しなければならない。

第2項 通路、労働地域を整備し、すべらない乾いた状態にしておかななければならない。ただしそうすることが不可能である場所を除く。

第3項 工場の床から1.5メートル以上高い線路、階段、床または通路を安全な状態にしておかななければならない。

第4項 材料その他が通路、労働を妨害しないよう一般の手段で整理または保管しなければならない。

第5項 緊急時に即座に避難できる状態に非常用階段と出口を保ち、検査しなければならない。

第2章 工場の非常用出口

39項(2)にもとずいて発布される

第6項 非常用出口は110センチメートル以上の巾を備えなければならない。ただし、この出口を使う者が50名を越す場合、1人に付き2センチメートル以上の割合を加えなければならない。

第7項 労働中のいかなる時も容易に労働者が開けることができる状態に非常用出口を保守しなければならない。

第8項 適当な照明を備えなければならない。そして非常時に使用される出口、階段または通路に障害物を置いてはならない。

第9項 50名以上の労働者の工場の非常用出口は常時の照明システムが機能を失った時のために、適当な寸法で非常用出口の数だけ非常用照明システムを備えなければならない。

第10項 労働者が連続的に非常用出口と階段を認めることができるように、非常用出口と階段には見やすいポスターまたはサインを備えなければならない。

第10章 警 報

39項(3)にもとずいて発布される。

第11項 人間を危険にする可能性のあるガスをもつ工場または、可炎物と50名以上の労働者をもつ工場、または可燃物と100名以上の労働者をもつ工場は、危険な地域の労働者に即座に非避するよう知らせる聞きとりやすい適当な警報を備えなければならない。

第12項 警報を危険と認められる場所から、安全である場所の中に少なくとも2つの違った位置に備えなければならない。

第13項 前項の下の警報は照明装置と機械によって使用される電源を必要とする方式であってはならない。

第4章 消火と防火の手段のための消火装置とその他設備

39項(4)にもとづいて発布される。

第14項 工場の火の使用は火災の原因となる場合がある。不燃材で造られる工場建築物または倉庫で、不燃材の保管庫は近づきやすい工場敷地の中の2つの違った地点に、工場の状態、大きさや性格に比例した適当な消火装置を備えなければならない。100平方メートルにつき1つ以上の消火器を備えなければならない。そして100平方メートルとして計算され捨てられ、100平方メートルとして計算される。

第15項 1つの消火器とは次の消火器またはその他の消火設備を意味する。

- (1) 10リットル以上の容量をもち、ガスによって塩化ソーダまたは水を噴出させる消火器
- (2) 10リットル以上の容量をもち、発泡ガス方式の消火器
- (3) 5kg以上の容量をもち、2酸化炭素方式の消火器
- (4) 5kg以上の容量をもち、乾燥化学物質方式の消火器

第16項 化学消火器は次を原因とする火災の種類に有効な方式でなければならない。

- (1) ガスによる塩化ソーダまたは水の噴出方式—木材、紙、布による普通の火災。オイル、アルコール、アセトン、炭化カルシウムまたは電気を火災の原因とするものには、この種類の消火器を使用してはならない。
- (2) 発泡ガス方式の消火器—オイル、アルコールまたはアセトンの各種を原因とする火災または普通の火災。電気設備、炭化カルシウムを原因とする火災には使用してはならない。
- (3) 2酸化炭素方式の消火器—すべての火災ただし、強風や屋外の火災の消火を除く。
- (4) 乾燥化学物質方式の消火器—すべての火災の消火

第17項 消火器は使いやすい状態でなければならずまた、取り付け、再補給、薬品の交換加えて製造者による必要な検査と指示を記録として保持しておかなければならない。検査は6ヶ月に1度以上行われなければならない。

第18項 労働者に消火器の使用方法和火災の時の実際の知識を教えなければならない。

第5章 ごみ処理、排水と換気

39項(6)にもとづいて

第19項 いつも工場をきれいにしておかなければならない。そして必要と場合に応じてごみ集収器とごみ処理器を備えなければならない。

第20項 有毒物を含む物、綿、毛または可燃物が付着した布を含むごみまたは不用器を適当なふたをもった別な容器を備えなければならない。そしてめいわくにならない次のような安

全な手順で、以上の特別なごみを処理しなければならない。

第 2 1 項 排水設備をよい状態にそして有効に維持しなければならない。

第 2 2 項 下水を 1 段階以上処理を行う前に、また下水が次の状態になるまで、工場から排水してはならない。

- (1) P^H 値が 5 ~ 9
- (2) 過マンガン酸値は 1 リットルにつき 6 0 ミリグラム以内でなければならない。
- (3) 溶解した固型物は 1 リットルにつき 2,0 0 0 ミリグラム以内でなければならない。
- (4) H_2S として計算される硫化物は 1 リットルにつき 1 ミリグラム以内でなければならない。
- (5) HCN として計算されるシアン化物は 1 リットルにつき 0. 2 ミリグラム以内でなければならない。
- (6) 鉛、クロム、砒素、銀、銅、水銀、カドニウム、バリウム、セレンウム、亜鉛、ニッケルが独立してまたは結合して、1 リットルにつき 1 ミリグラム以内でなければならない。
- (7) タールを含んではならない。
- (8) オイルまたはグリースを含んではならない。
- (9) フォルアルデヒドは 1 リットルにつき 1 ミリグラム以内でなければならない。
- (10) フェノールとクレゾールは 1 リットルにつき 1 ミリグラム以内でなければならない。
- (11) 自由塩化物は 1 リットルにつき 1 ミリグラム以内でなければならない。
- (12) 殺虫剤と放射性薬品の含有がないこと。
- (13) 下水と公共水路の水の比が 1 : 8 から 1 : 5 0 以内であれば、化学物質の混合物は 1,000,000 に付き 3 0 以内でなければならない。

下水と公共水路の水の比が 1 : 151 から 1 : 300 以内であれば、化学物質の混合物は 1,000,000 に付き 6 0 以内でなければならない。下水と公共水路の水の比が 1 : 301 から 1 : 500 以内であれば、化学物質の混合物は 1,000,000 に付き 1 5 0 以内でなければならない。

- (14) B. O. D. (2 0 ℃ で 5 日間) は 1 リットルにつき 2 0 ミリグラム以内でなければならない。または公務官が適当とみなすような排水設備の特質または地理により定められた限界を越えてもよい。ただし上限は 1 リットルにつき 6 0 ミリグラムとする。
- (15) 公共水路に放出される前の下水温度は 4 0 ℃ 以内でなければならない。
- (16) 公共水路に放出される時の下水の色または臭いは不快なものであってはならない。

第 2 3 項 下水が工場から直接に海または公共下水道に放出される場合、公務官が適当とみなす方法に従ったものでなければならない。

第 2 4 項 部屋の労働面積の 1 0 分の 1 以上のまたは 1 人の労働者に付き 0. 5 立方メートル以上の換気口を、ドア：窓と空気口と併用することによって適当な換気口を備えなければならない。加えて、普通の工場は有毒物質、薬品、可燃物、爆発物その他の危険な物質またはご

みを産出する物質を保管または使用してはならない。

第25項 換気口、呼吸器その他の換気設備をもたない密閉された部屋での臨時的仕事は、その任務を遂行できる労働者を用意しなければならず、そして少なくとも常時1人補助する者がいなければならない。

第6章 労働用照明

39項(7)にもとづいて発布される

第26項 障害物、危険となるような機械の動き電気から危険になる地域と非常用階段と出口を示すことができる適当な照明をすべての労働地域に備えなければならない。

第27項 労働中に労働者の目を日光から保護するために直接照明または反射光を備えなければならない。

第28項 次の規定に従って労働地域や地点に照明を備えなければならない。

- (1) コートヤード、道路、工場外通路－照度は20ルクスまたは2フットカンデラ以上
- (2) 精密な仕事が行われない場所、例えば、荷揚げ、荷おろし、材料の選別、土：石その他材料の分類、工場内通路－照度50ルクス以上
- (3) 少し細かい仕事が行われる場所、例えば製鉄業、鉄加工、組立て、精米、製綿、手工業における第1段階工程、機械室、ボイラー室、リフト、コンテナ室、精密製品の保管室、交衣室、寝室、便所－100ルクス以上
- (4) やや精密な仕事が行われる場所、例えば準精密部分組立て、旋盤または金属みがき、略検査、淡い色の布・皮の製縫、かんずめ加工、設計、合板加工－200ルクス以上
- (5) 精密な仕事が行なわれる場所－例えば、やや細かいレース作業、金属みがき、やや細かい検査または試験、動物皮革加工、淡色の綿・毛皮の加工、本を使用する作業－300ルクス以上
- (6) 精密な仕事が行なわれる場所で、その作業が小さい細かい部品を使用する。例えば穴明け作業、take 作業、高精度であるが異なる別別の色からなる宝石加工、精密な試験、濃色布加工－500ルクス以上
- (7) 高精密な仕事または臭気・精密な部品と容易に色を識別できないような連続的に行えない仕事のための場所－例えば、機械の高精度部品の組み立て、高精度用具の試験、宝石加工、濃色布加工、作曲－1,000ルクス以上

第7章 労働空間

39項(8)にもとづいて発布される。

第29項 1人の労働者に付き3平方メートル以上の労働空間を備えなければならない。面積計算には、テーブル、機械、製造方法に従い動かされる材料が占める面積を含む。

第8章 救急施設

39項(9)にもとづいて発布される。

第30項 救急施設そして道具は清潔・衛生的でなければならない。そして少なくとも次の品目を準備しなければならない。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) はさみ | (11) マーキクロム |
| (2) ピンセット | (12) アクリラン |
| (3) 止血用具 | (13) ヨードチンキ |
| (4) 体温計 | (14) 過酸化水素水 |
| (5) メージャー | (15) エチルアルコール |
| (6) 眼 帯 | (16) アンモニア気つけ液 |
| (7) コップ | (17) カンフルチンキ |
| (8) 接着性湿布剤 | (18) 鎮痛剤, 鎮熱剤 |
| (9) ほ う 帯 | (19) やけど薬 |
| (10) ガ ーゼ | (20) 洗眼用硼素液 |

第9章 便所, 小便所と洗面所

39項(10)にもとずいて発布される。

第31項 容易に掃除のできる便所・小便所を備えなければならない。

第32項 次の割合以上の便所を備えなければならない。

15名以下の労働者-1つ以上

40名以上の労働者-2つ以上

80名以上の労働者-3つ以上 そして50名以内の増加につき1つの割合で、増やさなければならない。男女の労働者の合計が15名を越す工場は、十分な数の便所が女性労働者のために特別に用意されなければならない。

第33項 工場建築物の各階に労働者がいる場合、状況に応じて各階に便所と小便所を備えなければならない。

第34項 便所のための面積は1つの席につき1.5平方メートル以上でなければならない。

第35項 便所と小便所は汚物が浄化槽に送られる方式のものでなければならない。床は非吸水性のものでなければならない。

第36項 各便所のために十分なトイレットペーパーと水を備えなければならない。

第37項 状況に応じて労働者のための用器を備えた洗面所を設置しなければならない。

第38項 各便所, 小便所と洗面所には十分な換気口を備えなければならない。

第39項 いつも衛生的な状態であるように便所, 小便所, 洗面所を毎日掃除しなければならない。

第40項 食品を製造する工場は衛生的洗面器, 消毒剤または石けんを適当な箇所に備えなければならない。その割合は15名以内の労働者には1つ以上, 40名以内の労働者には2つ以上, 80名以上の労働者には3つ以上としなければならない。

第10章 清潔な飲料水

39項(1)にもとずいて発行される。

第41項 飲料可能な水の基準による十分清潔な飲料水を備えなければならない。その割合は40名以内の労働者には1つ以上、80名以内の労働者には2つ以上、そして50名以内の労働者の増加につき1つの割合で増さなければならない。

第42項 十分清潔な容器を備えて、その状態に保たなければならない。

11. 工業省告示 NO.3 (B.E.2514)

工場法 B. E. 2514の下に発布される。

タピオカ球根製品を作る工場からの製品の種類と品質を定める。

工場法の33項(3)の規定にもとずいて、工業大臣は大臣委員会の承認をもって、タピオカ球根を小球状に加工する機能をもつ工場または、その加工能力を拡張しようとする工場は前述の製品を次のような品質で生産しなければならない。

- (1) 3 %wt を越える砂と土があってはならない。
- (2) 5 %wt を越える本物のタピオカではない根の部分があってはならない。
- (3) 7 %wt 以内の水に溶ける炭水化物を含む粉でなければならない。
- (4) 14 %wt を越える水分を含んではならない。
- (5) 色は青白く、臭いは異常であってはならない。
- (6) 前述の(1)と(2)に述べたものを除く、その他の物質を含んではならない。

5月27日 発布

Re: 工場操業の被免許者の任務

工場法 B. E. 2512 の 39 項にもとずいて、工業大臣はここに、各種、用途の工場を操業する被免許者が工業省告示 No. 2, 7月24日付に定められる規定にもとづく任務の規則と手続きを定める。

総則と手続き

第 11 章

健康と衛生の正しい原理にもとづく工場の維持

39 項(5)の規定にもとづく、

第 1 項 工場は各分野の工場状態に応じて、健康と衛生の原理にもとずいて整理整頓されなければならない。

第 12 章

機械、道具、動く設備、リスト、コンベヤー、電気ケーブル、蒸気パイプ、力を伝える材料からの事故防止

39 項(2)にもとずいて発布される。

第 2 項 安全のために事故を防止する装置を取り付けるまたは事故を防止する装置をもつ製造機械のすべての部品は、検査の日に 12 項に従い、以上の事故防止装置をいつもと同じ状態にしておかなければならない。

第 3 項 危害を与える可能性のある機械の可動部分は、十分強い事故防止装置を備えなければならない。そして同様の装置を機械が動いている間に、移動、交換または修理してはならない。

第 4 項 はずみ車は労働者その他が接触することを防ぐためカバーまたは、5センチメートル以内の幅の鉄鋼を備えなければならない。ただし、次の場合は除く。

1) 普通使用で回転速度が 500 rpm 以内のはずみ車は、地上から 100センチメートル以上の高さ、または地上まくら木 1つ以上 30センチメートル以内に立てられ、代りに用いられるはずみ車から 50センチメートル以上離れて、設置されなければならない。

2) 高さ 250センチメートル以上の労働地域または通路の上に取り付けられたはずみ車は、行政官がその必要を文書で命令した時に限って事故防止装置を備えなければいけない。

3) はずみ車を回転させるレバーを引く必要がある場合、レバーを差し込むために事故防止装置に空間を設けなければならない。

4) はずみ車を回転させるために労働者を使う必要がある場合、開閉できる空間をその目的のための事故防止装置に設けなければならない。

第 5 項 電動モーターを除くすべての原動力は有効である管理者を備えなければならない。

第6項 緊急時に機械を止める手段がなければならない。停止装置は業務のために、機械の可動部分から安全な距離に取り付けられなければならない。

第7項 シャフトまたはシャフトの握りを越える通路を設けなければならない。その通路は安全な床と強いフェンスを備えなければならない。

第8項 シャフト、ベルト、ブリーその他動力を伝える装置には、特別な地域または部屋に造られるならそしてすべての点で次の事項が守られるのなら、前述の事故防止装置を備える必要がない。

- 1) 関係する部屋または地域は機械が稼動している間、その装置に関係のない者に閉じられていなければならない。
- 2) 床から天井への高さまたは通路から物質までの高さは170センチメートル以上とする。
- 3) 十分な照度があること。床は乾燥して平潤、強固でなければならない。しかし、すべりやすいものであってはならない。
- 4) オイル類から通路の事故防止のための装置を備えなければならない。

第9項 労働地域または通路から250センチメートル以内の高さのシャフトは、次の種類の安全でありまた強い事故防止装置を備えなければならない。

- 1) シャフトの長さすべて、または労働者その他が接触する少なくとも頂部、側面と断面の下を包み込まれる。
- 2) フェンスは床上100センチメートル以上、または少なくともすべてから30センチメートルの高さのまくら木1つそしてシャフトから50センチメートル以上の距離になければならない。

第10項 力を伝導するクランクシャフト、クラッチ、ブリー、ベルトまたはチェーンで床または労働地域の上2.5メートル以内にある場合、安全で強い事故防止装置を備えなければならない。

第11項 事故を起す可能性のある場所に取り付けられたギヤーは、次の事故防止装置を備えなければならない。

- 1) カバーのされたギヤーボックスを除き全体的に包み込まれる。以上はギヤの歯の部分のためだけのカバーを備えるだけでよい。
- 2) ギヤーが大きい寸法の場合、安全で強固なフェンスが周囲に建てられる。

第12項 危険な状態または破損、割れの印があるブリーを使用してはならない。

第13項 外端で1,200^m / min 以上の速度があるブリーは、その特別な目的のための技術基準に従い正しく造られなければならない。

第14項 不動の平ベルトに使用されるブリーはベルトが離脱しないよう凹状の表面をもたなければならない。

第15項 ブリーがベルトの巾以内に取り付けられたブリー、クラッチまたはその他のものか

ら離れている場合、取り付けられたブリー、クラッチまたはその他の近い面に、ベルトがはずれないよう防止装置を備えなければならない。

第16項 浮きシャフトの端のブリーは、シャフトからベルトがはずれないよう離脱防止安全器を備えなければならない。

第17項 動力ベルトまたはチェーンが床上または労働地域の上250センチメートル以上の高さにある場合、動力ベルトまたはチェーンの頂部の上40センチメートル以上に側面安全器を、または床上または労働地域の上250センチメートルにある場合、100センチメートル以上の高さで、できるだけ少なくしなければならない。ただし動力ベルトまたはチェーンが完全に閉じられた場合を除く。

第18項 12センチメートル以上のベルト巾、毎分540メートル以上の速度とブリー間の中心が300センチメートル以上の動力ベルトは、床上または労働地域の上250センチメートル以上の高さの場合、ベルト長すべての底部分のための安全器を備えなければならない。

第19項 ベルトを始動させるレバーは、ベルトをブリー空転から防る管理器を備えなければならない。

第20項 同じ建築物で、ベルトまたはクラッチのコントロールレバーは同方向に動くものでなければならない。ただし3つの部分のコントロールレバーは除く。

第21項 便利で安全に、以上の機械を原動力により停止させられない機械のために、始動、停止するためのクラッチ、ブリーまたはその他の適当な方法が備えられなければならない。

第22項 電動動力気の停止スイッチは、偶然の接触時に切られたり、入ったりできない方式でなければならない。

第23項 もし停止スイッチがプッシュボタン方式であれば、始動と停止のために独立したボタンをもつものでなければならない。始動ボタンは緑または黒、停止ボタンは赤でなければならない。

第24項 なんらかの運転者がいっしょに働くことを必要とする機械は、ある運転者が危険な地点にいる時、運転盤から機械を停止できる管理器を備えなければならない。

第25項 機械が多くの電動モーターで動かされる場合、それぞれの電動モーターの特別停止スイッチを備えることに加えて、全部のモーターを停止させるスイッチを備えなければいけない。

第26項 動力を停止した後さらにだ性で動く大きな機械は、機械をすぐに止める有効な自動ブレーキを備えなければならない。

第27項 生産過程で使用される照明と電気動力は、独立した電流をもたねばならない。各電流は、電流が過負荷の時、その電流を切ることができる停止スイッチをもたなければならない。

第28項 可燃物であるガス、霧、ごみやスモッグを含む運転室または貯蔵庫の中では、電気

ケーブルはダクトで密閉されなければならない。そして電気モーター、電気スイッチとその他電気設備は爆発を防ぐ密閉型でなければならない。また、引火装置をもつ蛍光性容器ナイフのついた停止スイッチ、スパークする可能性のあるその他の装置を使用することは禁止される。

第 2 9 項 動き回る電気バルブは破損を防止するため有効な特別に設計された装置を備えなければならない。

第 3 0 項 可動性の電気モーターまたは電気装置は十分強いプラグとコネクターをもたなければならない。接地をもつ方式でなければならない。

第 3 1 項 1/4 馬力以上の電気モーターは過負荷を防ぐ装置を備えなければならない。

第 3 2 項 電気モーターと電気設備は接地設備を備えなければならない。この接地ケーブルコネクションは 2.5 平方ミリメートル以上の断面のケーブルで、70 平方ミリメートル未満、機械を結ぶ電気ケーブルの半分以上のケーブルを使用しなければならない。この接地ケーブルは、地面に結びつく鉄管または高さ 150 センチメートル以上、直径 1 センチメートル以上の鉛の棒に結びつかなければならない。また以上のパイプ、棒は地中 15 センチメートル以上埋められなければならない。または正しい原理と技術で他の導体と結合されなければならない。

第 3 3 項 電気ケーブル、接地ケーブル、電気モーター、スイッチ、コネクターとその他の電気設備は適切に、破損、腐食などを監視し、保守しなければならない。

第 3 4 項 スイッチ盤、トランス、コンデンサー 150 ボルト以上のバッテリーなどの特別室に取り付けられる物は、関係のない者の進入を防ぐため周囲にフェンスを造らなければならない。

第 3 5 項 電流が流れている間に、電気ケーブルその他の電気設備を修理することは禁止される。

第 3 6 項 電気ケーブル、電気モーター、その他電気設備は管理技術専門職従事免許の保持者、都電気公社の技術者、地方電気公社の技術者、または工業省により承認された技術者により検査され、免許を与えられる。検査は毎年証書としてその検査を承認する文書をもって行われる。

第 3 7 項 有害な場所で働くすべての者は、適当な安全帽をかぶらなければならない。

第 3 8 項 目または顔面に有害な場所で働くすべての者は、有効で適当な安全眼鏡、ゴーグル、フェースシールドをつけなければならない。

第 3 9 項 80 デシベル以上の騒音またはこ膜に有害な騒音がある場所で働くすべての者は、有効な耳せんをしなければならない。

第 4 0 項 耳と耳穴に有害な場所で働くすべての者は、有効な耳保護用具をつけなければならない。

第41項 物質のするどい部分またはとがった部分に触れる可能性のある作業の実行に自らの手を使う労働者は、刃やすいどい先端を防ぐことができるような強い手ぶくろをしなければならない。

第42項 加熱物質を扱う労働者は、必要に応じて、熱に対し耐えることのできる物質でできた手ぶくろ、ブーツのような保護用具をつけなければいけない。

第43項 足に有害な場所に働く労働者は、必要に応じて足を保護する保護用具をつけなければならない。

第44項 電気設備に関連して働く労働者は、電気を絶縁する適当なブーツをはかなければならない。

第45項 高所で作業する労働者または高所に昇らなければならない労働者は墜落を防ぐために安全ベルトを備えなければならない。

第46項 呼吸機能に有害な場所で作業する労働者は、その作業に有効で適当な呼吸保護用具または呼吸補助用具を備えなければならない。

第47項 労働者を危険から守る保護設備はいつも、いかなる時にもすぐ使用できる状態で清潔に保管しておかなければならない。

第13章 有害な、ごみの原因、労働の害となる有毒物質、化学品、可炎物質、爆発物質その他の物質の使用と貯蔵、防止方法、防止設備、労働者の保護

39項時にもとずいて発布される。

第48項 有害となるまたはごみの原因となる有毒物質、可炎物質、爆発物質その他の物質は独立して良好の状態に保管されなければならない、貯蔵室のドアは中で作業が行われていない時に錠がかけられていなければならない。

第49項 有害となるまたはごみの原因となる有毒物質、可炎物質その他の物質に関連する貯蔵庫または運転室には十分な換気装置が備えられなければならない。排出した空気は他人にまたは他人の財産に有害、または不快なものであってはならない。これらの部屋はその目的のため適当な強固な状態で維持、監視されなければならない。

第50項 容易に発散する可炎物質、爆発性物質を、オープン、ボイラー、蒸気パイプ、高電圧ケーブル、スパークをおこしやすい場所または高温度の場所に保管してはならない。

第51項 宣言文“有毒物質”、“可炎性物質禁煙”“爆発性物質”必要な場合“関係者以外の立入り禁止”、黒の背面に20センチメートルの赤文字の以上の表示が作られ、危険警告が各部屋のドアの見やすい場所に取り付けられなければならない。労働者がしっかり以上の禁止を守るよう監視されなければならない。

第52項 有毒物質の製造、包送、移動、選別または混合に使用される機械から有毒物質の漏れがないよう適当に監視されなければならない。

第53項 有毒物質と結びついて使われる機械や設備は、他の物質に使用される前に毎回、掃

除されなければならない。

第54項 物質運搬のためのパイプとパイプ断面は、破損、漏れ、浸出、損傷、流出がないようにするため、良好な状態に管理されなければならない。

第55項 有毒物質、爆発性の異なる種類の運搬のためのパイプは塗料で塗られるかまたは、異なることを示すみやすい表示で示されなければならない。

第56項 100℃以上の温度の物質を運搬するパイプは熱から絶縁されなければならない。これは人間や物品を熱から保護することを目的とする。

第57項 可炎性物質の運搬のためのパイプは、オープン、ボイラー、蒸気パイプ、高電圧ケーブル、電気モーター、電気スイッチまたはスパークを起こす機械の部分あるいは普通より高い温度の地域に配管されてはならない。

第58項 有毒物質、可炎性物質と爆発性の物質を運搬するパイプは、破損を受ないような場所に配管されなければならない。

第59項 流入バルブと流出バルブは漏れを防ぐため監視・保守されなければならない。そして、流入バルブと流出バルブを表示しなければならない。

第60項 指令で動かされるバルブの開閉は事故防止のための管理装置を備えなければならない。

第61項 有毒物質、可炎性物質、爆発性物質の容器は種類別に保管されなければならない。そして混合してはならない。そして各容器の中の物質の名称と種類を示す下げ札を備えなければならない。

第62項 有毒物質、可炎性物質、爆発性物質の容器は使用に十分強く、耐久的、安全的でなければならない。容器は良好な状態に監視・保守しなければならない。常時使用に安全でなければならない。

第63項 容易に蒸発しやすい有毒物質、可炎性物質、爆発性物質は適当なふたを備えなければならない。

第64項 有毒物質、可炎性物質、爆発性物質の容器は毎日の使用の後、きれいにされなければならない。使用する必要のない容器はこわされなければならない。その容器は他の物質を保管するために使用されてはならない。

第65項 有毒物質、可炎性物質、爆発性物質の容器は安全に持ち上げられまたは移動されなければならない。

第66項 有毒物質、可炎性物質、爆発性物質、有害な物質、または作業中有害となるごみ、熱、光、音の原因となる物質はと共に作業する労働者は、必要な保護用品を備えなければならない。

第67項 作業中、起こる可能性のある事故を労働者に理解させるために訓練と指示、防止方法と作業中発生しやすい事故の予測の説明を与えなければならない。

第 6 8 項 有害の原因をよく理解しない者または関係のない者は、危険な場所で作業することを禁止される。

第 6 9 項 飲食は有毒な物質に関係する作業が行われている工場の地域では禁止される。健康の原理に従っての食堂やキャンティーンでの飲食は除外される。

第 7 0 項 有毒物質と共に作業する労働者は、食事の前に手を洗い、作業後身体をきれいにしなければならない。

第 7 1 項 工場または貯蔵庫には居室を設けてはならない。

第 7 2 項 有毒物質、化学品、可燃性物質、爆発性物質から労働者が害を受ける可能性のある機械の修理と保守は、その特別な分野で経験をつんだ者によって行われなければならない。そして、彼らは適当な保護用具をつけなければならない。修理と保守時には危険な機械のその他の部分は停止されなければならない、関係のない者はこの地域から閉ざされなければならない。

第 7 3 項 作業中事故が発生した場合、作業の各部は即座に停止させられなければならない。修理や保守に関係のない者はその場所から即座に立ち去らなければならない。そして修理と保守は適当な保護用具をつけた関係者によってすばやく行われなければならない。

第 1 4 章 迷惑とならない工場操場

3 9 項 04 の下に発布される。

第 7 4 項 工場から発生される臭気、騒音、振動、ごみ、煙や灰は近隣に住む人間の健康に害または迷惑とならないために、取り除かれなければならない。

第 7 5 項 動力の消音器、防音装置や排気パイプは常時良好な状態に監視、保守しなければならない。

第 7 6 項 周囲に煙を起すオープンまたはその他の機械を使用する工場は、適当な高さの煙穴を通して煙を排出しなければならない。煙の黒さは 4 0 % Ringelmann Standard 未満でなければならない。ただしオープンに火をつけるまたは機械を始動させる短い時間、または煙を取り除く装置に障害物がある場合を除く。

2 5 1 4 8 月 1 1 日 発布

工業省告示 No. 5 B. E. 2515

工場法 B. E. 2512 の下に発行される

Re: タピオカ球根製品を製造する工場からの製品の種類と品質を定める。

工場法 B. E. 2512 の 33 項(3)の規定にもとずいて、工業大臣は National Executive Council の承認により、ここに工業省告示 No. 3 (B. E. 2514) 5月27日付 Re: タピオカ球根製品を製造する工場からの製品の種類と品質を定める、そしてタピオカ球根を小球状に加工する工場を設立する、またはその加工能力を拡張する工場は次の品質をもつ前述の製品を製造しなければならない、告示を発表する。

- (1) 3 %wt を越える土、砂を含まないこと、
- (2) 5 %wt を越える本物のタピオカではない根の部分を含んではならない。
- (3) 14 %wt を越える水分を含んではならない。ただし、6月から9月の間は 14.3 %wt を越えてはならない。
- (4) 異常な臭いや色であってはならない。
- (5) 腐敗したまたはかびのはえたものであってはならない。
- (6) 物質の中に生きた昆虫があってはならない。
- (7) (1)と(2)に述べられた物質を除く、その他の特質を含んではならない。

2515 3月23日 発布

その土地が抵当に入っており、その抵当者が民間共同集合住宅に合意する場合、管轄官は第 7 項 3 にもとずく抵当者の同意と 2 2 項にもとずく各住宅単位から、負債の再支払いとして徴収する金額を記録しなければならない。

第 10 項 民間共同集合住宅が登記され、管轄官が第 9 項にもとずく不動産権利証書に必要な記録を記入した後、その土地に関する正しい登記や合法的手続きはもう効力をもたない。ただし、この法令の下に定める場合を除く。そして、その民間共同集合住宅の登記申請は前述の民間共同集合住宅に関する義務のために行われぬ。

第 11 項 管轄官が民間共同集合住宅の登記に否認を指示した場合、申請者はその指示を知った日から 30 日以内に大臣に異議申し立てを行うことができる。

大臣はその申し立て受理の日から 60 日以内に判断を下さなければならない。その判断は最終とされる。

第 2 章 住宅単位の所有権

第 12 項 住宅単位の所有権は各個別々でなければならない。

第 13 項 住宅単位の所有者はその者に合法的に所有される個人財産の所有権と共同財産の所有権をもたなければならない。

各住宅単位間の床と壁はその住宅単位間の共同所有者の共同所有権であるとみなす。そ

して、前述の財産の権利の行吏は規定に従うものでなければならない。

住宅単位の所有者は構造体やその強度を危くする方法、または規定に定められるようなその他の禁止される方法で自らの個人所有財産を処置してはならない。

第14項 一般財産の共同所有者の所有権は、第6項にもとづく民間一般集合住宅登記時の各住宅単位の価格と総住宅単位の合計価格間の比率に従うものでなければならない。

第15項 次の財産は一般財産とみなされる、

- (1) 民間一般集合住宅が位置する土地、
- (2) 共同の利用・利益のために区画された土地
- (3) 民間共同集合住宅への損害防止設備、構造体、強度上の建築物
- (4) 建築物、建築物の1部分、共同利用・利益のために区画された設備
- (5) 共同利用・利益のために有用とされる道具と設備
- (6) 民間共同集合住宅の共通機能として有効な場所
- (7) 共同利用・利益のために有効なその他財産

第16項 共同不動産は合法的手続きで個人財産から分割、強制抵当または強制競売されなければならない。

第17項 共通財産の管理と使用はこの法令と規定に従わなければならない。

第18項 共同所有者は協同して共同設備からや公同利益に有効な道具と設備から起こる支出や費用に対し、各住宅単位が受けた利益の割合でその支払いを分配しなければならない。

共同所有権は協同して、公共財産の保持と管理から起こる税金の費用と支払いに対して、その支配いを第14項にもとづく各共同所有者が共同財産の中に財産所有権に従って分配されなければならない。

第19項 土地令にもとづく外国人として、土地への権利をもつ外国人とある種の法人の土地取得に関する規定は、必要な変更を加えて、外国人と前述のある種の法人の住宅単位取得に適用される。ただし、違ったようにそれを規定する法令が存在する場合を除く。

第3章 住宅単位の権利証書

第20項 第7項にもとづいて住宅単位が登記された後に、管轄官は遅滞なく登記された民間共同集合住宅図に従って住宅単位の権利証書を発行する手続きを行わなければならない。

住宅単位に関連した正しい登記と合法的処理は法的民間共同集合住宅が第31項にもとづいて登記されるまで効力をもたない。ただし、その登記が管轄官が第22項にもとづいてその抵当を記録した抵当の移動登記である場合、または、全住宅単位の所有権を単1の者または共同所有権で数人の者への移転の場合を除く。

第21項 住宅単位の権利証書は、次の詳細事項を含むものでなければならない。

- (1) 民間共同集合住宅の位置と土地面積

- (2) 巾、高さ、長さを示す住宅単位の場所、面積と図
- (3) 共同財産の所有権の比率
- (4) 住宅単位の所有権をもつ者の氏名
- (5) 正しい登記と合法的処理の内容表
- (6) 管轄官の署名
- (7) 管轄官のシールスタンプ

住宅単位の権利証書は複写で作られ、住宅単位の所有権保持者により保持される一部と、その他は管轄官の事務所によって保管されなければならない。管轄官事務所に保管されるコピーは写真コピーで、その上には管轄官の署名と地位シールが貼られなければならない。

仮証書を含め住宅単位権利証書の発行のための書式、基準と手続は、省政に定められたものでなければならない。

第 2 2 項 第 1 5 項、(1)または(2)にもとずいて不動産が民間公共集合住宅登記の前に抵当となつてしまい、しかし第 7 項 3 にもとづく民間公共集合住居に抵当者が同意した場合、住宅単位権利証書を発行する時、管轄官は申請者を住宅単位の所有権をもつ者として定め、それぞれの住宅単位権利証書の抵当を記録し、共同財産の所有権の比率に従う金額を計算することによって、それぞれの住宅単位から抵当者により取得される負債の支払いの金額を定めなければならない。

住宅単位権利証書が一段落にもとずいて発行された後、各住宅単位は住宅単位権利証書に定められた部分だけの抵当負債支払いの保証であるとみなされる。

第 2 3 項 管轄官が第 2 2 項にもとずいて住宅単位権利証書に不動産抵当を記録した場合、住宅単位権利証書の保持者である民間共同集合住宅の申請者は、抵当負債のない所有権の譲受人に住宅単位の初期売却を行わなければならない。

第 2 4 項 住宅単位権利証書、住宅単位に関する適切な登記と合法的契約が与えられまたは登記合意表の記録が事実から逸脱しまたは非合法的である場合、管轄官は、場合に応じて取り消しまたは変更を命令する権利をもつ。

管轄官は住宅単位権利証書、適切で合法的登記証書、登記合意表記録やその他関係書類を検査し、またそれらの提示を求める権利をもつ。しかし、管轄官が取り消し、変更の命令を行う前に、彼はその利益に関係する者が異議申し立てを行えるように、命令の 1 5 日以前に告示しなければならない。告示後 3 0 日間、異議が出されなかった場合、異議申し立てがないものとみなされる。管轄官が前述の目的のために住宅単位権利証書を手にすることができない場合、彼は仮証書を発行する権限をもつ。

1 段落にもとづく権限をもつ管轄官は、決定を検討し下す場合、適宜に行わなければならない。

裁判所が取り消しまたは変更の最終判決または命令に従って実行しなければならない。

第25項 住宅単位権利証書を紛失または破損した者は仮住宅単位権利証書を申請しなければならない。

第26項 第24項または第25項にもとずいて仮住宅単位権利証書を発行する場合、裁判所が違った命令を行わない限り、もとの住宅単位権利証書を取り消さなければならない。

第27項 管轄官事務所で保管された住宅単位権利証書が紛失または破損した場合、管轄官は住宅単位権利証書のコピーの所有者を召喚し、かつての証拠をもとに新しいものを発行する権限をもつ。

第4章 利権の登記と法定取引

第28項 この法令の下の管轄官は、住宅単位に関連して利権の登記と法定の取引のための管轄官でなければならない。

第29項 この法令の下に、利権の登記と法定の取引を望むいかなる者も、管轄官に住宅単位権利証書を登記のために提出しなければならない。

住宅単位所有権譲渡の利権登記のための申請と法定の取引の場合、その申請者は管轄官に付記事項のため民間共同集合住宅に関する経営者から、18項の下の費用による負債証明書を提出しなければならない。そして管轄官は、その負債が完全に支払われた後に利権の登記と法定取引を進めなければならない。

管轄官は2段落にもとづく負債を証言するため、法律上の民間共同集合住宅の経営者を召喚する権限をもつ。

2段落の規定は利権の登記や住宅単位所有権譲渡の法定取引が、法律上の民間共同集合住宅の登記の前に発効した場合には適用されない。

第30項 土地法、第6章利権登記と法定取引の規定と前述の規定の下に発行された省令は、必要な変更を加えて、住宅単位に関する利権の登記と法定取引に適用される。

第5章 法律上の民間共同住宅

第31項 1人または共同所有権による人々への民間共同集合住宅のすべての住宅単位の所有権譲渡ではない。1人へ1つの住宅単位所有権譲渡は、前述の住宅単位の譲受人と譲渡人と譲渡人は法律上の民間共同集合住宅登記の申請書と共に住宅単位の所有権譲渡の申請書、そして民間共同集合住宅登記の規定と証拠の一部コピーを管轄官に提出しなければならない。

管轄官は、すべてが完全に、適切であると認める場合、譲受人に住宅単位所有譲渡の登記と一段落にもとづく法律上の民間共同集合住宅の登記を同時に行なわなければならない。そして政府官報に法律上の民間共同集合住宅の登記を公表しなければならない。

法律上の民間共同集合住宅の申請と登記は省令に定める基準、手続きと条件に従うものでなければならない。

一段落の規定は、法律上の民間共同集合住宅が登録された後は、住宅単位の所有権譲渡には適用されない。

第32項 規定は少なくとも次の要旨から成らるものでなければならない。

- (1) “法律上の民間共同集合住宅”にすぐ従わなければならない法律上の民間集合住宅の名称
- (2) 第33項にもとづく事項
- (3) 法律上の民間集合住宅の位置
- (4) 事前に共同所有者に分配される法律上の民間共同集合住宅の費用額
- (5) 場合によって、第15項に定められるものを加える共同財産
- (6) 共同財産の経営
- (7) 個人財産と共同財産の使用
- (8) 民間共同集合住宅の登記申請書に従い、それぞれの住宅単位の所有者による共同財産所有権の比率
- (9) 共同所有者の総会とその手続き
- (10) 第18項にもとづく共同所有者の協同出支の比率
- (11) 経営者の任命、権限、任期と退任の条件
- (12) 省令に定められたようなその他の連絡

第33項 第31項にもとづいて登記された法律上の民間共同住宅は法人の地位でなければならない。

法律上の民間共同集合住宅は経営と共同財産の保守を目的としなければならないが、この法令の下での共同所有者の決定に従う前述の目的の利益のために、法令を成立させる権限をもつ。

第34項 民間共同集合住宅のある部分が不動産専用法によって私物化された場合、その住宅単位の共同所有者は、その共同財産の利権を放棄しなければならない。この場合法律上の民間共同集合住宅は、各共同所有者が共同財産にもつ所有権の比率に従って、専有化されなかった住宅単位の共同所有者は協同して、前述の利権を失った共同所有者に補償しなければならない。

1段落にもとづく彼らの利権を失う共同所有者への補償支払いの便宜として、前述の責任は、第18項2の下での費用と同じく専有されない住宅単位共同所有者の個人財産に先優権をもつものとみなす。

第35項 法律上の民間共同集合住宅は、自然人または法人である経営者をもたなければならない。

経営者が法人の場合、その法人は経営者の職権で法人の代りに管理する自然人を指命しなければならない。

第36項 経営者は次のような権限と任務をもつ。

- (1) 第33項、規定に矛盾しない第37項の下の委員会や共同所有者会議の決定にもとづく事物に従う活動を管理する。
- (2) 緊急な必要の場合、経営者は責任のある者が自らの財産を保守管理できる手段で、建物の安全のための活動を始める権限をもつ。
- (3) 法律上の民間共同集合住宅の代表として行動する。
- (4) 省令で定めるようなその他の任務を実行する。

経営者は、彼に代って他の者により行われるべき任務を定める第48項(3)にもとづく共同所有者会議の規定また決定である活動を除く、彼自身の任務を遂行しなければならない。

第37項 共同所有者は、第44項にもとづく総会の決定により任命された9名以内の委員により構成される法律上民間共同集合住宅経営管理委員会を開く準備をしなければならない。

委員の任命、任期、退任の条件、権限と任務は第44項にもとづく総会の決定に従うものでなければならない。

第38項 次の者は委員会委員として任命される適格者である。

- (1) 共同所有者の共同所有者またはその配偶者
- (2) 未成年、無能者または準無能者である共同所有者の場合の法的代表者
- (3) 法人が共同所有者である場合の法人のその他の代表者または経営者

第39項 共同経営者は協同して次のように、法律上の民間共同集合住宅の活動管理のための法律上の民間共同集合住宅への支払いを分配しなければならない。

- (1) 各住宅単位の共同所有者が事前に払う必要がある法律上の民間共同集合住宅の支払い
- (2) 総会の規定または決定に従う活動の開始のために必要とされる資本金
- (3) 総会により定められる条件にもとづく総会の決定に従って実行するためのその他資金

第40項 第18項にもとづく費用による負債支払い管理の便宜のために、法律上の民間共同集合住居は次のような先優権をもつ。

- (1) 第18項1にもとづく費用への先優権は、第259項(1)または民法、商法にもとづく先優権として等しい優先準位にある先優権は、以上の住宅単位所有者により住宅単位にもたらされる可動財産にあるとみなされる。
- (2) 第18項2にもとづく費用への先優権は、第273項(1)または民法、商法にもとづく先優権として、等しい優先準位にある先優権は各住宅単位所有者の個人財産にあるものとみなされる。

(2)にもとづく先優権について、経営者が管轄官に負債のリストを提出する場合、より高い優先権にあるものは抵当のものにあるとみなす。

第41項 法律上の民間共同集合住宅登記の日から6ヶ月以内に総会と呼ばれる、共同所有者全員の会議でなければならない。

第42項 総会には定足数をみたすため、資格のある総委員数の投票権をもつ3分の1以上の

出席がなければならない。

第43項 総会の決定は、この法令が別に定める場合を除き、会議に出席する共同所有者による多数決の投票により決められる。

第44項 投票権を与える場合、各共同所有者は彼が共同財産にもつ所有権の比率に等しい投票権数を与えられる。

1人の共同所有者の合法的投票権数が、その他共同所有者合計の投票権数の過半数を越す場合、その共同所有者の投票権数は、その他共同所有者合計の投票権数に等しいように減じなければならない。

第45項 ある特定の活動の支出への支払いが規定によりある共同所有者たちに要求される時以上の共同所有者たちだけが、第18項1にもとず定められた規定のような、各共同所有者による投票権数でその活動の支出の投票に参加する権利をもつ。

第46項 共同所有者は、代理人に代理権限を与えることができるが、3つの代理権限を与えられてはならない。

経営者と経営者の結婚相手は、会議の司会をつとめてはならず、どの共同所有者の代表人となってはならない。

第47項 次の事項の決定は、出席共有者合計の総投票数の半数以上を必要とする。

- (1) 共同財産または建築物の外表面にその共同所有者の支出による建設に対し、共同所有者に承諾許可
- (2) 経営者の任命または解任
- (3) 経営者が自らの代りに他の者に負わず権限をもつ活動の規定

もし共同所有者たちが1段落にもとづく投票の多数をみたすための数、会議に出席しない場合、他の総会が先回の会議の指定日から15日以内に開催されるよう指定される。この新しい会議には、決定は会議出席者投票数の多数決によるものとする。

第48項 次の事項の決定は、総出席共同所有者合計の投票数の4分の3以上でなければならない。

- (1) 第32項(1)にもとづく規定の、共同支払いの比率の変更
- (2) 共同財産としての不動産取得または受取り
- (3) 共同財産管理・使用に係る規定の変更
- (4) 規定に定められた以外の共同財産の改築増築または模様替え工事
- (5) 不動産の共同財産処分

第49項 民間共同集合住宅が全住宅単位の半分以上ではなく、完全にまたは1部に損害を受けた場合、共同所有者たちがその損害箇所を修理または再建築のため第47項にもとづく投票数で決定するなら、法律上の民間共同集合住宅は建築物の損害箇所を再建築または修理しなければならない、以前の良好な状態に保守しなければならない。

公共財産に関する建築物の損害箇所の再建設または修理の費用は、共同財産に各共同所有者が占める所有権の比率で民間共同集合住宅の各共同所有者により分割される。個人財産の損害箇所再建築または修理の場合、損害を受けた住宅単位所有者の完全な費用とされる。

1. 2. 3. 段落にもとづく民間集合住宅の再建築は以前の民間集合住宅の取り崩しとみなされ、また以前の民間集合住宅権利証書は、その新しく再建築される民間集合住宅権利証書であるとみなされる。もし以前の民間集合住宅権利証書の詳細が再建築された民間集合住宅と違う場合、管轄官はそれらを正しくさせる権限をもつ。

1. 2. 段落にもとづいて損害箇所の再建築または修理しない決定の場合、第 3 4 項の規定は必要な変更を加えて適用される。

損害箇所が再建築または修理されない住宅単位所有者が共同所有者たちから共同財産の価値補償金を支払われた後に、民間共同集合住宅権利証書は取り消され、住宅単位所有者によって保持されるコピーと管轄官事務所に保管されているコピー両方の取り消しを記録するために、共同財産補償金受け取りの日から 30 日以内に管轄官に返されなくてはならない。そしてまた管轄官は政府官報にその住宅単位権利証書取り消しを公表しなければならない。

第 6 章 民間共同集合住宅の解約

第 5 0 項 登記された民間共同集合住宅は次の場合、解約されることができる。

- (1) 登記された法律上の民間共同集合住宅でなかった時に、民間共同集合住宅の登記申請者や全住宅単位所有権の譲受人が民間共同集合住宅の解約を申請する場合
- (2) 共同所有者が民間共同集合住宅解約に一致した決定を行った場合
- (3) 共同所有者が完全に破壊され、共同所有者たちが建築物の再建築しない決定を行った場合。
- (4) 建築物全部が不動産専有法により専有される場合。

第 5 1 項 民間共同集合住宅が 5 0 項(1)によって解約される場合、解約を申請する者は、大臣により定められる書式によって民間共同集合住宅解約登録申請書を提出しなければならない。

すべてが正しく完全とみなされると、管轄官は民間共同集合住宅解約を登録する手続を行わなければならない。また、政府官報に以上の登録を公表しなければならない。

この項にもとづく民間共同集合住宅解約登録の後に、5 3 項と 5 4 項の規定は必要な変更を加えて適用される。

第 5 2 項 民間共同集合住宅が第 5 0 項(2)または(3)により解約される場合、法律上の民間共同集合住宅の経営者は、共同所有者会議による決定の日から 30 日以内に、法律上の民間共同集合住宅経営者によって保証された民間共同集合住宅を解約する、または再建築しない決定を示す共同所有者会議の詳細コピー 1 部と住宅単位権利証書と共に、大臣により定められる書式を用いて民間共同集合住宅解約登録申請書を提出しなければならない。

すべてが正しく完全であるとみなされると、管轄官は民間共同集合住宅解約の登録を進めなければならない。また、政府官報にその登録を公表しなければならない。

第53項 第51項、第52項にもとずいて民間共同集合住宅解約が登録された後に、民間共同集合住宅の住宅単位権利証書は取り消されそして、管轄官は住宅単位所有者に保持される権利証書コピーと管轄官事務所に保管される権利証書両方の解約を記録しなければならない。

管轄官は1段落にもとずいて手続きを行うために、解約された民間共同集合住宅所有により保持される権利証書をその所有者に返却するよう命令する権限をもち、その所有者はその通知受理の日から30日以内に、管轄官に以上の権利証書を返却しなければならない。

第54項 管轄官は管轄官事務所に保管される解約され、53項にもとづく取り消しを記録された権利証書のコピーを、民間共同集合住宅解約登録申請書のコピーと共に、共同財産に占める各住宅単位の共同所有者による所有権の比率に従って、共同所有権をもつ民間共同集合住宅解約登録申請書に明示する共同所有者名を示すことによる不動産権利証書原簿の登録内容リストを、以上の住宅単位権利証書に表われるようなその他の責務リストと共に記録する地域土地行政官に渡さなければならない。

土地行政官が1段落にもとづく権利証書に記録した後に、その土地はこの法令の下にあることから開放され、合法的所有者に権利証書を返却しなければならない。

第55項 民間共同集合住宅が第55項(4)の原因で、解約される場合、民間共同集合住宅単位権利証書は取り消される。管轄官は民間共同集合住宅解約登録を行わなければならない。また政府官報にその登録を公表しなければならない。

1段落の場合、権利証書登録目次と不動産権利証書原簿は省令に定めるものでなければならない。

第56項 民間共同集合住宅解約登録の際、法律上の民間共同集合住宅は自動的に解約され、共同所有者会議は民間共同住宅解約登録の日から14日以内に1名の会計検査官を任命しなければならない。

第57項 会計検査官は、共同所有者会議が別の決定を下さない限り、共同不動産を適当に処理する権限をもつ。

第58項 民事・商法、Title XXII 第5章 登録された合名会社・合資会社、株式会社の清算の規定は、必要な変更を加えて、法律上の民間共同集合住宅の清算に適用される。

第59項 清算終了時に、残金は各共同所有者の共同財産中の所有権の比率に従って、各共同所有者に分配される。

第7章 料金と費用

第60項 民間共同集合住宅または法律上の民間共同集合住宅の登録と申請、民間共同集合住宅解約申請、規定の変更、住宅単位権利証書または仮住宅単位権利証書の発更、利権登録と

法定取引の申請，あるいは住宅単位に関するその他の行動に関して，その申請者は省政で定めるような料金と費用を支払わなければならない。

第61項 土地法，第11章料金，104項，105項，106項の規定は必要な変更を加えて，この法令の下の料金に適用される。

料金・費用表

(1) 民間共同住宅の登記	各	500,00	パーツ
(2) 民間共同集合住宅の解約登録	各	500,00	パーツ
(3) 法律上の民間共同集合住宅の登録	各	500,00	パーツ
(4) 規定変更の登録	各	100,00	パーツ
(5) 住宅単位権利証書または仮住宅単位 権利証書の発行1住宅単位につき	各	100,00	パーツ
(6) 利権と法定取引の登録			
a 現金価値			
2%，あるいは	各	20,00	パーツ以上
b 現金価値以外	各	20,00	パーツ
(7) その他の料金			
(1) 申請書	各	2,00	パーツ
(2) 行政官によってなされる 証書コピー 1枚につき	各	5,00	パーツ
			民事事件の証拠として使用される証書コピーを含む。
(3) 証書コピー資格	各	5,00	パーツ
(4) 住宅単位登録証明試験 1住宅単位につき	各	10,00	パーツ
(5) 住宅単位の不法占有 1住宅単位につき	各	10,00	パーツ
(8) 費用			
(1) 通知の配達，それらを配達する者 へ支払われる。1人につき	各	10,00	パーツ
(2) 証人 証人に支払われる 証人1人につき	各	2,00	パーツ

JICA

